

出席議員（19名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	21番	加 茂 紀代子 君
22番	伊 藤 一 男 君		

欠席議員（1名）

20番	大 沼 惇 義 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君

地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐藤松雄君
都市建設課長	佐藤輝夫君
上下水道課長	大久保政一君
槻木事務所長	平間信一君
危機管理監	吾妻良信君
公共工事管理監	松崎秀男君
税収納対策監	加茂和弘君
長寿社会対策監	水戸敏見君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	薊千代君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男

議 事 日 程 (第2号)

平成19年9月10日(月曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第3 一般質問

太田研光

我妻弘国

白内恵美子

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が20番大沼惇義君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番太田研光君、12番小丸 淳君を指名いたします。

日程第2 諸報告

○議長（伊藤一男君） 日程第2、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に提出しておりますので、それをもって報告といたします。

町政報告については、町長から通告がありますので、町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 町政報告に入ります前に台風9号についてご報告をさせていただきます。

台風9号の影響で、9月5日21時07分に東部仙南に大雨・洪水警報が発令されました。このことを受けて、21時30分に災害警戒本部を設置いたしまして、冠水が心配される西住地区、船岡西、槻木西などに排水ポンプを設置し稼働いたしました。また、各排水機場に職員を配置し、内水と河川の水位を確認させるなど事前の対策に万全を期すとともに、情報の収集に努めました。その後、台風が接近していることから、6日9時に警戒本部を対策本部に切り替え、役場職員全員で対応する体制をとりました。

台風9号の被害状況であります。西住地区、船岡西、槻木西などの道路の冠水や海老穴地

区の床下浸水1件、倒木による林道等の通行どめや、短時間ではありましたが、停電が数カ所ありました。

被害の詳細は、現在、調査中ではありますが、本土直撃の台風でありましたが、「備えあれば憂いなし」のことわざどおり、露地菊等に被害はあったものの、民家や公共施設には大きな被害を及ぼすことがなく済みましたことは、幸いであったと安堵しております。

また、台風が最も接近いたしました9月7日午前中は、議会の開会日に重なりましたが、議員各位のご理解とご協力によりまして、執行部の議会出席にご配慮を賜りましたことに感謝申し上げます。このことによりまして、職員一丸となって災害対策に取り組むことができ、迅速な情報収集と対応ができましたことに改めて感謝申し上げます。

それではまず、平成19年台風4号に伴う災害について申し上げます。

去る7月9日にフィリピンの東で発生した大型で非常に強い台風4号は、7月14日には九州に上陸し、日本南岸沿いを東北東に進み、7月15日の夜から16日の午前中にかけて東北地方に最も接近いたしました。台風4号の影響で梅雨前線の活動が活発となり、15日には断続的に激しい雨が降りました。町内での降り始めからの総雨量は161.5ミリとなり、1時間当たりの雨量は、15日午後3時から4時にかけて26.5ミリを記録いたしました。

町では、15日の午前10時20分に大雨・洪水・暴風警報が発令されたのを受け、災害警戒本部を設置、関係課において現地確認を行い、業者に排水用ポンプ等の手配や四日市場排水機場の運転を開始いたしました。お昼過ぎに入間田地区と海老穴地区で五間堀が越水し、水防団活動が始まったことを受け、午後2時30分に災害警戒本部を災害対策本部に切り替え、水防団、消防署等関係機関と連携を取りながら大雨への対策を講じましたが、午後6時、白石川に水防警報が発令され、午後8時には船岡大橋の最高位が12.81メートルになりました。古川水門を閉鎖したことにより若葉町近辺が冠水いたしました。幸い午後9時ごろから雨が小降りになり、午後11時白石川の水防警報が解除、16日午前4時32分に大雨・洪水警報も解除され、午後0時5分に災害対策本部を解散いたしました。

この大雨により、床上1戸、床下11戸の浸水被害が発生し、3世帯が集会所等に自主避難いたしました。農業関係につきましては、水稻、菊を中心に農作物が4,532万円、農地、農業用施設、林道等が2,800万円、河川、道路等の公共施設については3,130万円の被害が出ました。道路については、西住地区、船岡西地区、北船岡地区、若葉町、槻木白幡地区、槻木南浦地区、槻木西地区、入間田地区、海老穴地区等の低地部が面的に冠水し、通行できないところが多数ありました。

今回の定例会におきまして、災害復旧費を計上させていただき、早急に災害復旧に当たるとともに、国、県と一体となって災害防止対策に取り組むため関係機関に働きかけてまいりますので、議員各位のご支援をお願いいたします。

また、今回の災害について、議員各位を初め、行政区長、町民の方々、関係機関にご支援、ご協力をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げ、報告といたします。

続きまして、柴田町長老、玉淵隆平殿の逝去について申し上げます。

柴田町長老、玉淵隆平氏が、去る7月20日、逝去されました。享年92歳でございました。告別式は7月23日、槻木の東禅寺で準町葬でとり行われ、私も町民を代表して参列し、弔辞を捧げさせていただきました。

玉淵隆平氏は、昭和26年4月、槻木町会議員に初当選以来、合併後の柴田町議会議員として10期、35年11カ月にわたり、町政の発展と障害者福祉の向上に貢献されました。

在職期間中は、柴田町議会議長として2期8年、持ち前の豊富な経験と調整力を遺憾なく発揮し、円滑な議会運営と議会改革に努められ、さらに、建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、総合計画審議会会長などを歴任されました。一方で、心身障害者通所援護施設「もみのき園」の園長を務められ、心身障害者のよき理解者として慕われておりました。

昭和47年まで日本国有鉄道に勤務し、昭和26年4月から平成元年3月まで柴田町議会議員を務め、その他多くの役職を持ち、平成2年3月には数々のご功績に対し、柴田町長老のお一人として、議会の皆様のご承認を得てご顕彰申し上げます。また、これらのご功績により、平成2年4月に勲五等双光旭日章を授賞されました。

今後の町の発展を末永く見守っていただきたい方であり、このたびのご逝去はまことに残念でなりません。

ここに、議員各位を初め町民の皆様とともに玉淵隆平氏のご功績をたたえ、ご遺徳をしのび、謹んでご冥福をお祈りを申し上げ、報告といたします。

次に、中華人民共和国丹陽市友好訪問団について申し上げます。

丹陽市友好訪問団につきましては、去る8月12日から20日までの日程で、鎮江市委員会常務委員会委員、丹陽市委員会、李 茂川書記を団長として、丹陽市対外経済貿易局長を初め、丹陽市の企業経営者16人が訪日いたしました。友好訪問団は、13日、柴田町を表敬訪問し、今後のさらなる文化交流やスポーツ交流、経済交流について協議し、その後、船岡城址公園、船岡工業団地、太陽の村など町内の視察をいたしました。

また、丹陽市との友好交流として、12日の歓迎夕食会後に引き続き行われた柴田町日中友好

協会による歓迎パーティーの開催や、13日の入間田地区での地域の方々の餅つきなど、手づくりのおもてなしによる昼食会が行われました。この際には、伊藤議長に大変お世話になっております。丹陽市友好訪問団の来町に際し、町民の皆様から多大なるご協力をいただき感謝申し上げます。

今回の訪問団は、団長を初め若い指導者の方たちでありました。その中でも、20代、30代の企業経営者の方が参加されていたことに大変驚きましたが、発展する中国の経済活動を支える若く有能な人材を目の当たりにし、丹陽市が人材豊かで活気にあふれたすばらしいまちであるという印象を持ちました。訪問団は、その後も東京都、福井県鯖江市、福岡県北九州市などで企業訪問や経済関係者との交流を行い、20日に帰国の途につきました。

柴田町も、丹陽市に倣い、活気にあふれたまちづくりを町民と一体となって進めていきたいと思っております。

今後も、各分野においての交流を一層深め、両市町の発展と日中友好に努めてまいりますので、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

最後にアスベストの除去工事について申し上げます。

本年6月に槻木小学校の屋内運動場ステージの天井部分に微量のアスベストを含む素材が使われていることが判明し、予備費により除去工事を行いました。

アスベストについては、建物を解体したり修復したときに空気中に飛散し健康被害を及ぼすとして、昭和55年からメーカーにおいて製造を中止しているものでございます。

昭和51年度に完成した屋内運動場は、アリーナ部分と控室の天井に吹きつけ素材があり、労働安全衛生法で定めるアスベスト含有量5%を超えるものであったため、昭和63年度に除去工事を実施しております。今回使われていた吹きつけ素材につきましては、含有量が当時の規制値以下でしたので、除去されなかったものでございます。

労働安全衛生法に定められるアスベスト含有量の規制値が、平成17年に5%から1%へ、平成18年には0.1%へと規制値が改正されました。そのため、除去または飛散防止の措置が必要となったものでございます。

今回、天井部分の吹きつけ材が老朽化し、はがれるおそれがありましたので、緊急にビニールシートで被覆し飛散防止を図りました。その後、環境観測装置及び素材の検体をとり分析を行ったところ0.5%のアスベストが含まれておりましたので、夏休み中に除去作業を行いました。

また、基準値が改正されたことから、7月から8月にかけて改めて町のすべての公共施設に

ついて「吹きつけアスベスト」の調査を行いました。

その結果、アスベスト含有の可能性のある5施設について成分分析調査を実施いたしました。分析調査の結果、船岡公民館の調理室天井にアスベストの含有が認められましたので、直ちに調理室を閉鎖し、今後早急に除去工事を実施してまいります。なお、船岡公民館以外の4施設については、アスベストの含有は認められませんでした。

以上、アスベストの除去工事についての報告といたします。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 町政報告の第1点目の台風の災害についてちょっとお願いします。

台風4号と9号の災害、特に浸水ですね、例えば船岡西二丁目にポンプを常時設置しております。ああいう対応というのは、ほかの場所にはできないのか。いつもいつも同じ場所に、同じ職員がばあっとこう、毎回寝ないでやっているわけですよ。それを、当初予算でできるものはポンプ設置を考えてはどうかと、こう思うんですけれども、どうなんでしょうか。

それから、玉淵隆平さんが亡くなった、準町葬であったということなんですけれども、これは、うちら方の長老として亡くなられた、やはり議会開催の前に黙祷ぐらいがあってもいいのではないかと、こう思います。

それから、アスベストの除去工事ですけれども、町の施設を全部一応検査していると思うんですね、前に。だけれども、0.1%になってからの、全体のやつは本当にないのかどうか確認しておきます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、第1点目の常に雨が降ると冠水する箇所についての対応ということです。

議員質問のとおり、船岡西につきましては、前に地下式の排水ポンプを設置しております。今年度当初予算の中で、槻木西につきましては、今年度中に排水ポンプをつけたいと、固定式ですね、そのように考えております。ただ、大住地区につきましては、排水ポンプではなかなか対応ができないということから、やはり抜本的な対策が必要ということもございまして、それらについては下水工事の方、雨水対策ということで現在検討しております。以上でございます。

- 議長（伊藤一男君） 2点目、町長。
- 町長（滝口 茂君） これは、議会と連携をとって当初に黙祷を捧げるべきだったなど反省をしております。
- 議長（伊藤一男君） 3点目、町民環境課長。
- 町民環境課長（大宮正博君） アスベスト対策につきましては、昭和62年から63年にかけて1回目の全町施設の点検を行っております。そのときには、五つの施設がアスベスト含有があったということで、撤去等の措置を講じております。

その後、平成17年に大規模な機械工業で79人ほど健康被害で亡くなったというふうなことで、それで再調査をまた全町やっております。それで、吹きつけの黙視確認とか、設計図書含めて、確認できないものは分析したというふうなことで、そのときは太陽の村のボイラー室、ここが微量のアスベストを含んでいたということで工事をやっております。それで、今回規制値が0.1%。0.1%ということは、ちょっとでも入っていればすぐ撤去という形になりますので、今までは書類等の設計書等では確認してきたんですが、大事をとって5カ所ほど、吹きつけがある施設の調査を行ったということでございます。これで全体としては、あとアスベストの吹きつけされている部分はありませんので、大丈夫であるというふうには考えております。

- 議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

- 議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第3 一般質問

- 議長（伊藤一男君） 日程第3、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、11番太田研光君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔11番 太田研光君 登壇〕

- 11番（太田研光君） 11番太田研光です。

質問は一つです。一問一答方式でお願いをします。

質問事項。小・中学生の学力は向上しているのか。

私は、平成16年11月に実施された県内小学5年生及び中学2年生に対する統一学力テストの

結果について一般質問をする機会がありました。この統一学力テストに対する町内の小・中学生の成績は、ともに芳しいものではなく、子どもたちの将来を考えると小・中学生の学力向上が急務ではないかと、平成17年3月定例会でいただきました。

しかし、当時は「ゆとり教育」の導入や統一テストの結果がすべてではないという答弁もあり、生徒のテストの成績向上は難しいのではないかと心配をしておりました。特に、中学生は、将来への伸長に大きな可能性を秘めており、何としても勉強に積極的な中学生を一人でも多く育てるということが必要ではないかと思っております。

さて、この統一学力テストは、その後も毎年実施されてきました。昨年10月26、27日に実施された統一学力テストの成果が最近発表され、その「学習状況調査結果の概要」を見てみますと、中学2年生は平成16年度の成績と比較して今回は成績の向上の兆しがあらわれておりましたが、小学5年生の成績は余り芳しいものではありませんでした。中学生についても、県平均値には達しているものの、今後も一層の成績向上が望まれてなりません。

そこで、教育担当者として小・中学生の成績の現況をどのように分析しているかお伺いをいたします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） それでは、よろしくお願い申し上げます。

太田研光議員ご質問の小・中学校の学力は向上しているのかについてお答えをいたします。

昨年10月実施の統一学力テストの結果を踏まえて、小・中学生の成績の現況をどのように分析しているのかというお尋ねでございますが、初めに宮城県全体の結果について申し上げます。4県の統一学力テストにつきましては、宮城県は「宮城県学習状況調査」と、こう呼んでおりますが、その県教委発表の「宮城県学習状況調査結果の概要」によりますと、県内の小学5年生については、4県と比較すると、調査対象4教科中3教科で4県平均正答率を上回っており、学習内容の定着状況につきましても「おおむね定着している」との県教委の判断となっております。また、県内の中学2年生につきましては、1教科が4県平均を上回り、4教科が4県平均とほぼ同程度ということではありますが、しかし学習内容は十分に定着しているとは言えず、一層の改善が求められると、こういう県教委の判断となっております。

次に、町内の小学5年生については、対象4教科が、残念ながら県の平均正答率には届きませんでした。管内2市7町の平均正答率とほぼ同率であり、そしてまた学習内容の定着状況についても、県教委の指標である「学習内容が定着しているとする目安」を4教科すべてで超

えております。義務教育の教育課程の根幹をなす教科である国語・社会・算数・理科の学力は、町内の小学5年生はおおむね一定水準を確保しているというふうに受けとめております。

一方、町内の中学2年生につきましては、県の平均正答率を5教科中3教科が下回ってはおりますが、4県と比較しますと、4県の平均正答率を3教科が上回っており、また5教科すべてにおいて管内の平均正答率をすべて上回っております。しかし、学習内容の定着状況につきましては、先ほど議員ご指摘のように、県の指標に照らしますと十分に定着しているとは言えず、宮城県を含めた4県同様、町内の中学2年生も一層の授業改善が求められる結果となりました。

この宮城県学習状況調査の目的は、小学5年生と中学2年生の学習内容の定着の状況を調査することによって、定着が不十分な教科や単元を把握し、学習指導の改善に役立て、学力向上の取り組みの一層の充実を図ろうとするものでございます。

現在、町内小・中学校においては、各学校ごとに調査結果を分析し、課題を明らかにして、具体的な指導対策を立てて授業改善に取り組んでいるところでございます。今後も、この調査結果を踏まえて、町内児童生徒の一層の学力向上に努めたいと考えております。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君、質問を許します。

○11番（太田研光君） それでは、今、教育長が話をしましたように、だんだんよくなってきているのかなど、こういうふうにも考えられますし、少し教育長の点数は甘いのではないかと。本当に小学校の評価といたしますか、そういうものが上がってきているというふうに言っていますけれども、私は、いろいろ数字を見た限りでは、小学校は少し、もっと頑張らないとだめではないかと、こういうふうに考えます。

そこで、教育の問題を考えるのに、まず生徒の問題ですね。生徒について一体どういうふうに評価しているのかと。評価しているといえますか、勉強の教育の理解度といえますか、授業を教わってわかっていると、あるいは理解しているというふうな子供がどの程度いるのかと、こういう問題ですね。あるいは、勉強をやっていこうと、勉強を好きだとか、余り好きな人もいないかもしれませんが、勉強しなければいけないと、こういうふうに考えている子供が多ければ多いほど自主的に勉強していきたくらうと思うんです。そこで、生徒の、今言いました教育といたしますか、学校の勉強の理解度について、どのように教育当局は考えているか、お願いします。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） それでは、お答えをいたします。

県の学習状況調査の分析の仕方にもかかわってくることなのですが、二つほど分析の仕方がありまして、一つは他校であるとか、あるいは2市管内でどの程度のレベルにあるかという、そういう比較の上での見方と、それからもう一つは、今、議員ご指摘のように、果たして理解度がどの程度なのかという、そういう内容にかかわること。比較なのか、あるいは本当に学力が定着しているのかという、この二つの側面があるわけですが、ただいまのご質問は、本当に定着しているのか、理解しているのかということでのご質問だったと思います。

それで、実は県教委の方としましては、先ほどもちょっとお話ししましたが、学習内容の定着の目安として、ちょっと複雑なんですけど、正答率60%以上の問題の割合が6割を超えた場合に、その学習内容はおおむね定着している。要するに、全体問題数のうちに正答率60%以上の問題が6割を超えれば、きちんと理解度は、極めて十分だとは言えないかもしれませんが、一定水準は保っていると、定着しているというふうには、実は県が指標といたしますか、基準のようなものを出しております。これに当てはめると、町内の小学校5年生は、4教科すべてにおいてこの県の指標を超えています。ただ、比較をすると、残念ながら必ずしも上位にはないわけですけども。ただ、本当に内容が理解されているのかという点では、県の指標で見ますと、学習内容は町内の小学生はおおむね定着していると、そんな趣旨で申し上げました。

それから、生徒はということですので、中学校はということだと思っておりますが、肝心の中学校の方ですが、町内の中学2年生につきましては、5教科の正答率すべてが管内平均を上回っていて、実は管内では比較的上位にある。比較の上では上位にあるんですね、町内の中学生は。ところが、理解度はどうなのかとなりますと、実は県の判断では、これは県もそうだし、4県もそうなんですけど、全部の中学生、残念ながら学習内容の理解度は十分ではない、余り定着していないという、そういう県の判断でございます。したがって、総括的に言えば、小学生は比較の上では必ずしもトップというわけにはいきませんが、定着度はおおむね定着しているという判断と、中学生については比較の上では上なんだけれども、2市7町でもずっと上の方にいますが、残念ながら定着は低いと。ですから、むしろ課題なのは、中学校の定着度をどう高めていくかという、これが学校の大きな教育課題となっている、そんなふうにとらえております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

○11番（太田研光君） それでは、今のご答弁にもありましたけれども、中学校の今度の試験の反省に立ったといたしますか、学力向上策を見ますと、それぞれの中学校で反省といたしますか、向上策の中で、やはり全教科の基礎がまだ十分でない、あるいは生徒がよく理解をしていな

いと、こういうふうな項目もございますので、ぜひ基礎的学力については一層ご理解をいただくようお願いをしたいし、また努力をしていただきたいと。

次は、今度は先生の問題をちょっと。当然小学生、中学生ですから、その教える先生ですね、先生は一体どういうことを重点に教えているだろうか、あるいは今、教育長が言われたように基礎的学力というものが大事だといいいながら、どんな心構えで教えているかという問題なんですけれども、やはり先生は、いろいろこの試験の前後の研究会で話をしていますけれども、基礎的な学力や知識、技能、そういうことを身につけさせることが一番大事だと、こういうことを言っておりますけれども、この辺について、教育長は教師の理想像といいますか、教師についてどういうふう考えているかお願いします。

○議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

○教育長（阿部次男君） それでは、お答えをいたします。

教師がどのように学力テストを踏まえて対応しようとしているのかというご質問でございますが、全体的に申し上げますと、よく一般に「教育は人なり」という言葉がありますけれども、学力向上も教育改革も、すべてその成否は直接子供の前に立つ一人一人の教員の力に待つものでありますから、教師の資質、力量をいかに高めるかということは、極めて大事な課題だと、そんな視点から学力向上に対する向上策についても考えておるところでございます。

それで、実際に各学校で教師がどのような対策を講じているのかという部分を説明させていただきたいと思うんですが、学力向上の方策につきましては、大きく言うと二つなのかなというふうに各学校受けとめております。一つは、授業改善と、つまり今ご指摘ありました教師側の授業改善と、それと、もう一つが、児童生徒の学習習慣の形成と、この二つなのかなというふうに基本的には受けとめております。それで、まず授業改善、教師側の問題なんですが、これにつきましては、各小・中学校で結果を分析しまして、指導対策と、それから達成目標、これを設定して学力向上に具体的に取り組むように、各学校を教育委員会としても指導しておるところでございます。

ただ、県の学習状況調査というのは、小学校5年生と中学校2年生と各小・中学校ひと学年だけが対象でございますので、各小・中学校ではそれぞれに、すべての学年を対象に独自に、この学習状況調査のほかに標準学力検査等を実施しまして、全学年の学習状況を把握して指導上の課題を明らかにして、小学校5年、中学校2年だけではなくて、全校児童について達成目標を掲げながら取り組んでいるという状況でございます。

それで、ちょっと長くなりまして恐縮ですが、具体的にこんなふうになっているところ

をご紹介申し上げたいんですが、一つは、達成目標としましては、二、三例を挙げますと、県の学習状況調査で正答率60%以上の問題の割合を7割以上にするとか、それから標準学力検査で全国平均との差を最大5ポイント以内にするとか、場合によっては平日30分以上学習する児童を6割以上にするとか、家庭学習にまで踏み込んで、そういった達成目標を数値目標として設定して取り組んでいるということが一つ。

それから、指導対策としましては、これは学校の本当に専門的な領域になりますので、例えば、よく言われる百ます計算であるとか、授業以外でもいろいろなところを取り組んでやっておるところでございます。少人数指導であるとか習熟度別指導、コース学習、一部教科担任制、授業における、いわゆる指導体制の工夫だけではなくて、そういう授業以外での休み時間や放課後の補充的な個別指導をしている学校もございます。それから、朝の読書タイム、スキルタイム、習熟タイム、中には漢字検定、英語検定といった、そういった資格認定に挑戦させたりして学力向上を図っている、そんなふうにして教師側の方は取り組んでいるというところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

○11番（太田研光君） それでは、次は保護者の問題です。

今、生徒あるいは教師、次は保護者と、こうなるわけですけれども、保護者は一体学習指導といたしますか、子供の学力向上に非常に興味を持っておると思うんですけれども、保護者の立場といたしますか、教育において、教育当局は保護者をどのように見ているといたしますか、活用するというか、あるいは保護者の教育に対する協力といたしますか、そういうのを求めているのかと。この辺のことについてちょっと答弁をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

○教育長（阿部次男君） ここにちょっとこんな数字があるんですが、実はもともと学力低下論が社会問題になったきっかけというのは、例のOECDのPISA調査という国際到達度調査というふうに呼んでいるのがスタートというか、きっかけになったわけですが、そのOECDが行った国際学力調査の結果によりますと、各国の子供たちの宿題や自分の勉強をする時間、要するに家庭の勉強時間なんですが、これは日本がOECD加盟27カ国中、何と27位と。子供たちの家での勉強は、日本が27カ国中最低であるという、そういう状況にあります。この辺にも実は、学校だけではなくて、学力向上を図る上では本当に改善すべき大事な点なのではないかなと。そういう意味で、議員ご指摘の家庭での保護者の協力状況はどうなんだというご指摘は、まさにそのとおりだなというふうに思っております。

それで、現在学校では、とにかく学習習慣の形成、先ほど授業改善と、もう一つが子供たちの学習習慣の形成、これが学力向上対策だとお話ししましたが、この二つ目の方に入っているわけですが、それで、現在学校では、学校だより等の通信物、これでもって保護者の皆さんに啓蒙を図るとか、いろいろなことをやっておりますが、子供向けにも「家庭学習の手引き」とか、あるいは「家庭学習記録カード」なんかをつくらせて、家庭での学習状況を学校でも先生方が把握しながら指導、助言をいたしております。

それで、よく家庭学習の習慣化だけではなくて「早寝、早起き、朝ごはん運動」と、こう言われますけれども、これについても、家庭生活アンケートとかを実施しまして、校内の結果をPTAの懇談会で「早寝・早起き・朝ごはん」について話し合いを持ったり、具体的に学校と家庭の連携をとりながらやっております。

なお、実は、朝食と学力の関係というのは、文部科学省が教育課程調査の中ではっきりと相関関係があるという、そういう数字をつかんでおまして、毎日朝食をとる子が、はっきりと点数が高いというのが、どの教科でもあらわれていると、それも非常に差が大きいと。それから、とらない子の方がずっと低いというのは、統計的に既に把握されておることです。まさに文部科学省の調査結果でございますので、すべての学年、すべての教科で、とにかく朝食と学力には相関関係があるんだということを一生懸命保護者の皆様にご理解いただくようにご説明を申し上げ、ご理解をいただいて協力をいただくように今取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

○11番（太田研光君） 今の保護者の問題ですけれども、保護者が学校等に要望している事項を見ますと、一つは年間の授業時間をふやしてもらいたい、こういう要望だとか、あるいは放課後の補習学習をしてもらいたい、あるいは一人一人の個別指導といいますか、そういうものを希望しますと、こんないろいろな要求が出てきているわけですが、保護者についてそれぞれ環境も違うわけですし、それぞれ一定ではございませんけれども、やはり保護者が熱心にならないと、ちょっと小学生の保護者が言っているのを見ますと、30分以内が23%、30分以上の勉強が48%ということで、半分半分ぐらいかなと思うんですけれども、中学生なんかも30分以内が27%、1時間以上は31%、こういうようなちょっと考えられないところもありますね。中学生が30分以内とか、そんな時間で果たしてその人の勉強についていけるのかなと、こういうふうな考えもしますけれども、いずれにしても保護者の問題ですね、生徒も先生も一生懸命やったと、しかし家に帰ったらどうなってんだというのでは教育にならないと思いますので、

この辺も、実は学校の範疇ではないかもしれませんが、子供のために努力をしていただきたいと。

その次に、新聞報道の範囲で質問するので、これは申しわけないと思うこともあるんですけども、保護者から学校に、ちょっとこれは無理難題でないのか、こういうふうな問い合わせとか文句とか、そういうものが非常に多くなっていると、こういうふうに言われていますが、当町ではそういうことはあるかどうか。

○議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

○教育長（阿部次男君） いろいろ報道等でも、全国的に学校にどうも無理難題が多過ぎるのではないかと。我々今まで感じていたのは、学校の方にはいろいろな過大な期待の方が大きくてということで、なかなか応じ切れなくて大変だという部分はあったんですが、無理難題ということは余り意識しないで来たんですけども、ただ実際には、個別に振り返ってみますと、やはり今考えるとあれは無理難題ではないかというふうなところは、確かにございます。一、二例を挙げますと、例えば学校行事等でピアノの伴奏をすると「家の子がどうして伴奏者から外されたのか」とか、中には、これは町内ではありませんが、私の経験で今お話ししていますが、「郡の書き初め展で家の子が金賞をとれなかった、なぜなのか。私が見たらどう見ても金賞だ」と、こういうので非常におしかりを受けたり、何ともこれは審査員の方の基準で選ばれるのでしょうから、そういったところについては、今考えてみると無理難題なのかなというふうなところはございます。

ただ、学校としては、お父さん、お母さん、保護者の皆様が真剣になって我が子を思う結果、そういう言動になるんだらうなという立場で受けとめて、各一つ一つ丁寧によく聞いて、学校の立場、そしてその子だけではなくて全体の子供の学習というようなことも考えなくてはならないということをいろいろ丁寧に説明を申し上げて、ご理解を図っているというのが現状でございます。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

○11番（太田研光君） それから、次は、これも実際に新聞報道もあるし、うちの中学でもあるというふうに聞いているんですけども、不登校の生徒がふえていると、こういうふうに言われていますけれども、一体不登校の生徒が本当にふえているのか、あるいは減っているのか、その辺のところについてお願いします。

○議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

○教育長（阿部次男君） 平成18年度の県内の不登校児童生徒の状況につきましては、小学校の

方はほぼ横ばい状態なんです、中学校が大変増加したということで、今それに対する対応をどうするかということで県教委も先頭になっていろいろ考えてございます。

それで、じゃあ町内はどうなのかということなんです、平成18年度は、やはり県と同じように、ほかの年度と比べると多かった。ただ、今年度は、その反動といいますか、非常に少なくなっております。今の時期ですと、昨年比で、たしかこれは5日以上欠席の子供の数なんです、この時期ですと昨年度は65名くらい、町内でおったんですが、今現在25名程度と非常に、小・中合わせての話なんです、少なくなっております。それで、一応教育委員会としましては、不登校対策会議とか、それから実は今回、19年度、20年度と2カ年にわたりまして国の方の文部科学省の事業を活用しまして、問題を抱える児童生徒等の自立支援事業という事業なんです、簡単に言いますと、これまでどちらかというと学校では、スクールカウンセラーのような資格を持った人を学校に置いて、週に1度程度、相談に来た子に対して相談に応じるというスタイルをとっているわけですが、それをもう少し範囲を広げて、例えば相談員が家庭に向くというような形もできるような、そういう事業なものですから、教育委員会として早手を挙げまして、管内で柴田町だけがこの自立支援事業を指定していただきました。予算も取っていただいて、3名ほど相談員を採用いたしまして、今それを進めているところでございます。非常に不登校の児童生徒の人数が少なくなっているとはいいながら、現に各学校ではそういう悩んでいる子供がたくさんおりますので、そういった事業の活用などをしながら、教育委員会としても、不登校の児童生徒数が1人でも少なくなるように努力してまいりたいというふうに思っております。ご指摘ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

○11番（太田研光君） 最後の質問ですけれども、学校選択制、こういうのが中央で審議をされていると、こういうふうに言われておりますけれども、学校選択制というものがもし採用されるとすれば、町内の学校間の格差といいますか、あるいは父兄のいろいろな思惑もあると思うんですけれども、そういうことで大きい学校から小さい学校と、こういうふうないろいろなこともあると思うんですけれども、教育長はこれに対して、変化しないというふうに思っているのか、そういうことが採用されると町内では変化があつて、こういう不都合も出てくるのではないかと思っておられるのか、その辺のところを最後をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

○教育長（阿部次男君） 学校選択制につきましては、教育再生会議の第2次報告で学校選択制ということが提言されまして、にわかに報道等でもクローズアップされたわけですが、これは

一般的な話ですが、メリット・デメリットがありまして、メリットにつきましては、例えば、いわゆる学校間の競争による教員の意識改革というか、そういう意味では確かにメリットがあると、私もそう思います。学校の情報公開と、それから開かれた学校づくりという意味でも、メリットはあるというふうに思います。

もう一つあって、特色ある学校経営と子供の方が自分の個性、希望に合った選択ができるという意味では、それは評価される、そういう制度なんだと思いますが、ただ実際やるとなると、デメリットがかなりあるのかなと。例えば、今、議員ご指摘のように、いわゆる学校間の格差であるとか、あるいは過度な競争であるとか、そういった学校間格差に結びついていくということがありますし、それから一番怖いのが、うわさによる選択というのが非常に怖いというか、特定学校に希望が集中する。「あそこの方が非常にいいんだそうだ」となると、そこにわあっと集まってしまうとか、そういう希望が特定の学校に偏ってしまうというところは、非常にこれはデメリットなのかなと。

それから、いわゆる地域と学校の結びつき、「おらほの学校」とよく言われますけれども、こうやって地域の皆さんにご支援をいただいているわけですが、そういった地域性、地域の中の学校ということではなくなってしまうのかなというところもあります。町内各地から集まるとい形になれば、その学区内というわけにはなかなかいかないのかなと。愛校心とか、そういったところもなかなか育ちにくいのかなというような点は、危惧されるというふうに思います。現時点では、デメリットの方が大きいのかなというふうに私としては感じております。

さらに、行政の立場から言えば、本当に子供たち、保護者の方の学校選択に、さて学校施設がついていけるかという部分があります。これが懸念の第一でありまして、とにかく特定校へ集中すれば、当然ながら教室確保、それから施設設備が追いつかなくなると。プレハブ、プレハブというふうになってしまうと思いますし、それから進路指導であるとか、あるいは生徒指導であるとか、風評が立てば一気に児童数、生徒数が少なくなってしまうとか。さて、これにどう対応するのかというのは、非常に困難ではないのかなと。ですから、これは都市部の学校、都市部の自治体では、もう実施しておりますが、現にそういったことが問題となって浮かび上がっています。

ましてや、公共交通機関等の、さほど充実といいますか、そういったところでない地方においては、なかなか子供たちが自由に学校を選択して、そこでのびのびと授業を受ける、これは難しい状況にあるのかなというのが、私なりの感想でございます。以上です。

○11番（太田研光君） 一般質問を終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて11番太田研光君の一般質問を終結いたします。

次に、10番我妻弘国君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

○10番（我妻弘国君） 10番我妻弘国です。

住みやすい柴田町を目指す政策とは。

平成19年度予算書を読みますと、これからのまちづくりは「住民と行政の協働」「住民の政策決定への参画」を理念にして、その一歩目に情報公開があり、住民と共有することで住みよいまちづくりができるとあります。行政サービスに価格があり、財政の裏づけがあるとも書いてあります。

町の財政再建を図るために人件費の削減、事業の縮小・中止などは、行政の当然の責務として住民はとらえています。こうした取り組みは、住民負担を回避する大義から、執行部は共感を呼ぶものと錯覚しがちです。残念ながら、事業のスクラップについては、大方の住民の反応は冷ややかなものです。住民は、システムや権限または財源を求めているわけではなく、今より「より良い暮らし」「生活しやすい社会」を求めているからだと思います。

近い将来、町の人口減が予想されているようです。人口減が、町のにぎわいや活力をなくすことから、避けるため、合併も一つ的手段と思います。住民の求めている「より良い暮らし」や「生活しやすい社会」にするための活性化政策についてお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の住みやすい柴田町を目指す政策とはということでございます。

まず、1点目でございますが、人口減が町のにぎわいや活力をなくすことから、それを避けるためにも、合併も一つ的手段ではないかという点でございます。

人口減少を食いとめる一つ的手段として市町村合併が考えられるのではないかとということでございますが、全国的に少子化に進む中においては、合併が直ちに人口減少を食いとめる有効な手段とはなりにくく、人口減少を食いとめるための他市町村よりもすぐれた政策がなければならぬというふうに考えております。

また、先行して合併した自治体のその後の姿を見ても、実は財政基盤の確立や行政サービスの向上を目指して合併したにもかかわらず、合併して1年もたたないうちに財政再建団

体に転落する危機が叫ばれている現状でございます。柴田町と同じでございます。

また、身近な役場がなくなり、身近な職員や議員が少なくなった地域のダメージは大きく、合併してよかったという声が聞こえてこないことから、合併自体のその後の検証を十分行う必要があるというふうに考えております。

さらに、道州制が国において今議論をされて現実味を帯びてきている今日、国、道州及び基礎自治体である市町村の役割が見直され、道州から市町村へ大幅な権限移譲が行われることが想定されることから、行政の効率の面だけを見れば、合併の受け皿として2市7町といった20万から30万人の大規模な合併の方が有効性が高いと考えております。合併したから町に活力が出るのではなくて、新しいまちづくりに住民も職員も議員も首長も一致して取り組むことが大切であるというふうに考えております。

2点目、住民が求める「より良い暮らし」や「生活しやすい社会」にするための活性化政策でございます。

私が考える「より良い暮らし」や「生活しやすい社会」とは、物の豊かさだけではなくて、安全・安心、そして安定して暮らせることが最も重要なことであると考えております。町内に働く場所があり、徒歩で行ける範囲で生活用品が手に入り、そして子供やお年寄りなどの安全が確保でき、人間形成、人格形成のための文化施設や環境が整っていること。さらに、老後の不安がなく男女が互いに助け合える人間関係があり、健康づくりが活発で、それを支える制度や施設があること。

そして、何よりも各年代にまたがって均整のとれた人口構成がなされている状態であると考えております。その一つの方策が、これまで一般質問等で答弁してまいりましたコンパクトシティの推進であると考えております。町として、構想実現に向け、若い方々が働きやすく子育てしやすい環境をつくるために子育て支援策を充実しております。今年度から新たに保育所の延長保育や一時保育、特定保育を実施しております。

また、雇用の確保を図るために、今回定例会にご提案させていただいております企業を誘致するための条例、企業立地促進条例を提案しております。

さらに、住民との協働のまちづくりとして、今回菊の会がみずから菊の祭典を実施したいという申し出がございましたので、大菊花展として開催されます。これを支援してまいりたいというふうに思っております。また、これまでも実施しております若者を中心としたバンドフェスタ、槻木地区のメタセコイヤの奇跡などの事業を支援してまいりたいというふうに考えております。ハード面の整備も考えていかなければなりません、現在の財政が大変厳しい状況で

ありますので、まずはソフト面での充実を図り、「まちづくりは人づくり」を基本にしながら、住民自治基本条例の制定など、「より良い暮らし」や「生活しやすい社会」実現のための諸施策を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 多岐にわたる答弁ありがとうございます。私も、今から多岐にわたって質問をさせていただきます。

まず、合併についてです。合併問題が余り話題にならなくなってきた過日、村井宮城県知事が参加して、1市3町の合併促進の会があったと新聞報道がされてありました。人口減から、にぎわいや活力を失う心配があるので、合併も選択の一つと考えますが、町長の考えはどうかと一般質問を予定しておりました。しかし、8月29日、新聞投稿に町長の合併に対する意見が余すことなく掲載されていました。投稿して果たして掲載されるかどうかは、新聞社の方に選択権があるので、町長は掲載日まで予測してはいなかったと考えますが、この記事を見て残念と思ったのは、私だけではないはずです。町長として主張や意見を述べる場所は、最初議会で、次は広報しばたなどではないだろうか。最初から新聞投稿とは、手順を間違えたのではないか。この論文に対して、異見を述べることは大変に勇気のいることではないだろうか。最終2市7町の合併を考えているなら、前回の失敗の轍を踏まないよう側面から応援するのが本筋と考える。してやったりと思うかもしれないが、投稿は論功を焦ったとしか私には思えません。

また、中を読みますと、行財政再建などを進めてきたのは町長一人で進めてきたように私には感じられました。今回の財政再建は、住民、職員、議会など関係者多くの人たちの協力があったと、そういうことを忘れてはならないと私は思います。合併を進める絶対必要条件として、各市町の行財政改革があり、その進捗状況に格差があると前に進みません。参考に、ヨーロッパのユーロ経済圏をつくる時、各国は協定を結び赤字縮小化を義務づけたことは、ご存じのことと思います。

また、国内では、四国の丸亀市や善通寺市を含む2市7町の合併案がありました。しかし、行財政の考え方の格差から、やはり破綻になっているんです。現在、1市3町の合併案も、当然何らかの合併をするための基準があってしかるべきです。町長が書いているとおり1市3町の財政は、県内ワースト5に全自治体が入っているようでは、合併しても動きがとれなく混乱を招くばかりで、財政も重大な基準の一つであると考えます。町長の2市7町合併をするための絶対的な基準とは何かをお伺いしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長、許します。

○町長（滝口 茂君） まず、投稿が唐突ではなかったかというふうなお話があったと思いますが、実は合併が破綻した以降、この議会で杉本議員、佐藤輝雄議員、舟山 彰議員、大坂議員、11回、実は1市3町の合併及び2市7町の合併については議論をしております。ですから、全くこの場で議論をしていないということではないということも、ご理解をいただきたい。

それから、私も、この合併につきましては、市町村長会議というものがございます。これは6月1日、県で行われました。そのときにも、私が論文に書いたところをきちんと村井知事にも、正式の場で町長として発言をさせていただいております。これについては、朝日新聞に掲載してありますので、お読みいただきたい。それから、町民に対しては、8月、9月号に道州制と基礎的自治体ということで、町民にも私の考え方を述べさせていただいております。ですから、唐突にこの議会とか町民とかを無視してという言葉は変なんですけど、そういうことではなくて、一連の流れの中で投稿したと。その時期がたまたま、河北新報の関係で8月29日になったということもご理解をいただきたいというふうに思っております。

2点目です。合併というのは、この議会でも問題になりましたけれども、追い込まれて合併するというのではなくて、やはり前向きなまちづくりのためにやるんだということではなければいけないのではないかと。これは、杉本議員にお答えしたような記憶がございます。

そうした中で、実質公債費比率というのがございました。要するに毎年支出する、柴田町は大体100億円支出をしておりますが、そのうちの借金を返しているのが、実は17億円、借金を返しております。プラス、もう予定するお金が決まっているお金もございます。これは、難しい言葉で言いますと債務負担行為、これは町長の判断以外で払わなければいけないお金と。それを合わせて21.4だったと思うんですが、柴田町はそのぐらいに、支出の中で町長の裁量の範囲外のお金が借金払いとして決まっていると、これは町民の方にご理解いただきたい。それが実は、実質公債費比率、県で発表しております。1位が村田、2位が柴田、3位が大河原と、合併する3自治体が、私が投稿した時点では「貧乏3兄弟」とやゆされて新聞に載っております。これは新聞に載っているんですよ、私が言っているわけではございません。

そうしたときに、今回、その実質公債費比率、借金の基準の計算の仕方が変わりましたので、おとといの新聞だったと思うんですが、1位が村田、2位が柴田、3位が合併した加美町、4位が合併した大崎市、5位が多賀城市と。これは、前々からの借金払いです。ここを、やはり町民に理解をしていただかないといけないと。大河原が外れたというふうになっておりますが、実質は変わりません、計算式が変わっただけです。ただ、10番以内に入っております

す。ですから、こういうことも、やはり早目に自立の道をお互いにつけて、そしてお互いの特色を生かして合併をしなければいけないと、そういう気持ちがありました。3町合併で失敗をしております。これは、首長の思惑、議員の思惑で失敗したものでございます。そう実は書いてあります。ですから、そういう陰で取り引きをするような合併はいけないと、あくまでも政策論争、将来合併したときにどういう町ができるのか、行政サービスは向上するのか、財政シミュレーションはどうなるのか、これをきちんと各町が示して、それを合わせることによってどういう理想的な町ができるのか、行政サービスがよくなるのか、そういうところを議論してすべきではないかなというふうに思っております。

それで、将来2市7町ということになっているんですが、これは道州制の関係と大いに関係があります。きょう初めて傍聴される方はわからないと思うんですが、今国があつて、県があつて、市町村、滝口 茂がいて、村井知事がいて、そして安倍総理大臣がいる、3層で国が成り立っております。それを、国の役割を根本から変えて、道州ですね、ここを、地域の発展のためには道州がいいだろうと、その下に基礎的自治体。国は、外交、防衛、通貨、日本の国内の地域発展にはかかわらない、それくらいに抜本的に考え方を変えていくと。これは、自民党の方から出ております。ですから、こういうことがもし8年後に実施されれば、恐らく基礎的自治体、今までの市町村は、もっと権限と財源を与えられて、20万から30万の都市になると。そうしたときに、10万の都市を今やっている、必要ではないのではないかと。私は当初から、当面まず自分のところで自立して、そして将来、道州制にあわせて2市7町の合併というのが出てくるんだろうというふうに解釈しております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） わかりました。後ほどまたかかわりのあることが出てきますので、そのときまた質問させていただきます。

柴田町は、現在4万人弱の人口で最もまとまりやすい規模と言えるかもしれません。この規模であれば何とか自立していけるという考えで、大きな事業をスクラップして財政再建を進めております。

財源の捻出についてお伺いします。一番手っ取り早く経費を捻出できるのは、ごみ分別ではないでしょうか。現在、町民総参加により資源分別収集を行い、多様な効果を生んでおります。これをさらに徹底した分別をして財源化するのには、さらに大いに研究する必要があります。過日、常任委員会で大河原、角田のクリーンセンター見学をしました。そこで指摘されたのは、生ごみ処理は焼却炉への負担が大きく、これからどうするか一番の検討課題と説明され

ました。将来のクリーンセンターシステムには、生ごみの水分削減が見えるように、そういうプラントを私たちは今希望しておりますが、とりあえず我々ができる生ごみの水分削減をどうするか。実施計画書を読みますと、生ごみの有効利用が言われております。まだ全然これはやっておりませんね、実施計画の内容をお伺いしたいと思います。財源を埋めるような計画なのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長、許します。

○町長（滝口 茂君） 総論部分、あと各論については町民環境課長の方からお話を申し上げたいと。

今、我妻議員がおっしゃったとおり、今までですと税収がどんどんふえてくる。ですから、町民からの要望はどんどんやれた時代なんだと。ところが、今は税収は余り伸びておりません。ですけれども、国は支援策を削減する方向で小泉内閣が進んでおります。一つは、地方交付税という町が自由になる金を削ってきております。ことし全体で 4.4%、宮城県は減です。ここのところを町民の方にもご理解いただきたい。国からお金を持ってくるという発想は変えてもらいたいというのが、私の一つの考えです。現実には地方交付税は 4.4%減らされております。ただし、柴田町は 4.2%ふえております。これは、いろいろ行財政改革の問題とか、それから新しい計算の仕方があったことにより、柴田町は第 2 番目の量ですね、9 億 8,000 万円伸びております。ですけれども、全体は減っているんだと。もう一つ、相変わらず国から補助金をもらって来いと、この考えから抜けられない町民が多過ぎる。実は国も、公共事業は 3% ことしマイナスですよと言っている。これは、もうどうにもならない国の流れなんです。そうしないと国が倒産するということなんです。ですから、国に頼ったりするのはもうやめようと。

じゃあ自分たちでどういう財源を生み出すかという、今弘国議員がおっしゃったように、むだなところに金をかけないようにしようと。実は、ごみで 3 億 6,000 万円、皆さんから集めた金で、皆さんの税金を燃やしているんです。これを、町長にあれもやってほしい、これもやってほしいと要望されると、それは結構なんです、そのときに自分たちでやれること、ごみの分別、燃えるやつを 1 割資源の方に回してもらえれば、3,600 万円浮いてきます。これで側溝を直したり、防犯灯をつけたり、学校の補修をしたり、こういう考え方に町民全体がならないといけないというふうに思っております。それで、今クリーンセンターのお話が出ましたけれども、2 市 7 町で大体 130 億円規模の新しい施設をつくることになっております。そのときに一番お金を負担するのは、一番排出量が多い柴田町ということになります、大体 30 億円から

40億円。こういうことをむだだと思いませんか。ですから、今もったいない運動ということで、町民の方にご協力いただいて1割でも減れば、処理費も1割減る、柴田町の負担金、こちらも減ると、ダブルで減るということを運動を広めていきたい。その運動の方法は、町民環境課長からよろしくをお願いします。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） お答えします。

先ほど議員さんの方からは、実施計画の方でごみの減量というふうなことで、生ごみの有効活用ということはどういうことかということだったわけなんです。現時点での実施計画は、生ごみの有効活用ということで生ごみ処理機のコンポストの補助、これらを今後ともしっかりやっていきたいというふうに考えております。

それから、生ごみ、全体の燃えるごみに占める割合、30%ぐらい入っているということで、これをまずもって減らしていくというのが当面の課題となっております。それで、今、町長の方から話がありました「もったいない運動町民会議」、5月に立ち上げさせていただきまして、ただいま部会の方で種々詰めているところでございます。

それで、現段階では、可燃ごみの削減部会がございまして、そちらの方の運動目標を決めておりますが、大きくは二つです。いわゆる可燃ごみに混入している紙資源の分別の徹底、それから生ごみですが、まずは水切りからということで水切りの徹底、この二つをやっていったらどうかということで、今後行政区長会等々と話をしながら、全町的な運動に広げていくというふうな形で考えております。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 仙台市では、今月、ごみ処理の受益者負担として、ごみの収集袋有料化案を提案、来年7月から実施したいと、こういうふうなことを言っております。柴田町のごみ減量へ「もったいない運動町民会議」が設立されております。マイバックによるレジ袋の削減や有料化の検討なども言われているが、町長はごみ処理有料化の必要性をしたと報道されております。本当かどうか、これは確認したいなど、こう思っておりますが、もったいない運動の研究会の方に有料化を検討させる計画に私には見える。本来は、有料化をする前に具体的なごみ削減案を示すべきではないか、そういうふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 町長、許します。

○町長（滝口 茂君） ごみの有料化とレジ袋の有料化と二つございまして、今回のもったいない運動では、まずレジ袋の有料化について、住民を中心としたもったいない会議の中で今検討を

していただいているところでございます。それから、ごみの処理の有料化、これは行政改革の中で2市7町と共同歩調でごみの有料化について検討をしているという発言を、この議会でさせていただきました。二つに分けております。私としては、ごみ処理の有料化、こちらは2市7町のほかの首長さんたちとの考え方を統一しなければなりませんので、なかなかまとまっていないというのが実情でございます。レジ袋の有料化は、やはりマイバック運動の方を進めて、まずはごみの減量化、おっしゃるとおりにごみの減量化をするのが先だろうという考えは持っておりますが、なかなか普及しませんので、逆に仙台市の始めましたようにレジ袋の有料化というのを導入することによって、マイバック運動の効果が上がるというふうに期待をしております。ただ、町長がレジ袋の有料化といっても、強制権はございません。スーパーとか地元の商工会の皆さんとそういうふうにして、目的はお金を取ることではなくて、ごみを少なくして、そして税金をむだに使わないと、そういうことの方の運動に主力を置いていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 町長はそういうふうを考えるのは、私も当然だと思います。

ところで、さきの常任委員会のクリーンセンターの視察のときに、クリーンセンターの方から、学生さんのごみ出しについて指摘を受けております。私たちは、柴田町では財政再建に取り組みながら仙台大学へ寄附をしている町として、町と仙台大学でごみ環境プロジェクト、そういうチームを立ち上げ、地域のごみ廃棄物収集体制のルールを周知を図り、町民意識の高揚に取り組む必要があるのではないかと。ちなみに、山崎山アパートのすぐそばに学生さんのアパートがありますが、そこにビリヤードの台が、ボンとぶん投げてあった。こういうことではうまくない。これは、恐らく環境課でも確認しているところだと思います。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 今、仙台大学生によるごみの出し方の関係ですね、それについて大学とごみの環境のプロジェクト、立ち上げはどうか、ルールづくりはどうかというご質問でございます。あと山崎山アパートのビリヤードの台が捨てられたというふうなこともあります。まず当然学生の一部、そういうマナーの悪さということもございます。町としては、毎年4月に新入生全体のオリエンテーションの中で、まず説明会を行ってございます。そのほか、大学の環境情勢関係では、環境フェアの実行委員にもなっております。また、昨年秋実施した城址公園の清掃活動、クリーン町民のつどい、これから3月実施の白石川の河川敷の清掃、仙台大学の学生さん方も大変多く参加してきていただいております。それから、もったいない運動町民会議、この委員の中に職員の方2名参加をいただいて、いろいろとごみ

削減等々の検討をいただいているところでございます。

それで、もったいない運動町民会議自体が、いわゆる官民一体となったごみ減量プロジェクトというふうな形でとらえております。町民の参加、それから事業所の参加、学校、それから小学校、中学校、環境教育含めて、町を挙げてごみ削減に取り組んでいこうということになっておりますので、その中でいろいろと大学の方とも連携をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） まだ柴田町では、廃油の回収というのを大きく宣伝されていないというか、周知されていないような、そういうふうを考えますけれども、この油の回収を、例えばクリエイト柴田とかいろいろな団体がございますね、障害者の方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々のところに、仕事づくりの一環としてバイオディーゼルエネルギーというものを考えてはどうかと、こう常々考えていたんですけれども、設備なんかを聞きましたら、そんなにお金かかっていないんですよ。それを今度回収して、果たしてどこで使うかというふうになりますと、町のバスぐらいかなと、こんなふうを考えますけれども、ひとつただ障害者の支援という名前ばかりでなくて、現実的に就業、就労、そしてそれでお金を得るということも考えられるのではないだろうか、こう考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） ただいまの議員の質問、廃油の回収事業、いわゆるBDFバイオディーゼル燃料事業ということで、県内では登米市の方で昨年の9月から既に事業化されているということで、新聞等で報道されているところでございます。それで、登米市の方をちょっと見ますと、使用済みの食用油を回収して市民バスとか民間車両数台に今利用しているというふうな報道がありました。それから、廃食油の回収と製造は、知的障害者施設はんとく苑、そういった施設が精製から製造、販売まで受け持っているというふうな内容になっているようであります。そういった事例もございまして、クリエイト柴田の方でこういった設備を整えて事業を展開するということは、大変いいことではないかなと思ひます。

ただ、登米市の場合は、使われなくなったガソリンスタンドを譲り受けてやっていたというふうなこともありますので、新たに立ち上げるとなれば、かなり経費の方もかかるということもありますので。

それから、BDFバイオディーゼル燃料ですと、例えばいろいろな油を集めますので、長い期間もたない、半年間ぐらいしかもたないとか、それから軽油と違って氷点下では凍るという

ふうな課題もあります。登米市の方も、11月以降は販売しないというふうな形になっておりましたので、そういった課題等々含めて、もしクリエイト柴田の方で事業展開したいということであればいろいろと協力したいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） それでは、一応ごみの方はそのくらいにして、その次。このごみ出しのことで、各区の区長さんとアパートのオーナーとのトラブルが非常に多い。これは、やはりきちんとやっていかないとうまくないのではないかなと、こういうふうに思っています。とにかく、ごみ出しのほかに迷惑隣人の問題があります。ことし山崎山アパートの隣に体操部の専属アパートというんですか、そこに学生さんたちがたくさんいて、明け方まで、体育系ということもありまして、上級生は絶対の権限を持っております。1年生は、明け方まで説教食らって大きな声でやられていたと。それで、アパートの方たちは寝れなくて睡眠薬まで飲んでいたと。それで、学校の方に申し入れをしたところ、「民間のアパートのことです」と、「裁判で争ってください」、こういうふうな答弁をもらったって、かっかとして住民の人たちがっております。こういうことでは大変に問題だなと。やはり学生たちの社会常識に外れている行為を指摘され、地域から孤立するような、こういうのでは問題であります。大学も、学生たちの生活が地域あつてのことだということを忘れてはならないと、こういうふうに思います。地域と連携した協働の地域づくり、町長得意ですね、ここら辺もきちんと申し入れして、ぜひやっていただきたいなと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長、許します。

○町長（滝口 茂君） 今、仙台大学は、仙台大学の持っている知識とか技能等を地域の中に還元していこうと。特に、健康づくりについては、今柴田町と一緒に協働した取り組みを積極的に行っていただいているところでございます。先ほど言った個々の学生までは、まだまだ浸透していない傾向がございますし、その受け答えにつきましても、大学らしからぬ受け答えをしているということでございますので、これにつきましては私の方から直接学長の方に、こういうことでは地域と協働するという大学の方針に反する事例が見受けられるということは申し入れをして、お互いに大学当局も学生も地域の中の大学であるという認識を深めていただくように、私からも申し入れをしたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 町では、今指定管理者制度で給食の食事業務委託、上水道の事業管理委託、それから公民館職員等、そういうことを委託して職員削減を図っております。また、町税

や税務業務委託などもして、職員削減のところを補っているわけでございます。

しかし、今度は、保育所、幼稚園の指定管理者というものを考えていかないと職員削減は進まない。私は、まず一つは、全体の職員削減は別のところで質問しておりますので、今回は保育所と幼稚園の政策というか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長、許します。

○町長（滝口 茂君） 国の方針が変わりまして、官から民へというのが小泉内閣の大きな柱でございました。これまでは、公共サービスというのは役所がやるもんだというふうになっていたんですが、それを民間の経営能力を生かして、そしてより合理的に効率的にという考え方で、保育所も、それから幼稚園も、指定管理者という制度を使って委託をしている自治体がふえていることは事実だというふうに思っております。

柴田町の行財政改革の中でも、この指定管理者制度を使って保育所、幼稚園を民間にお願いするというでなければ職員は減らせないという一つの事実は、あることはあるんですが、残念ながら、やはり子供たちの育成と保護者との考え方で、早急に行いますと横浜市の裁判で負けたように、やはり保育所、幼稚園の子供たちのことと保育所のことと、そして我々行政の立場と、時間をかけて話し合った先に指定管理者制度でも十分に子供たちが健やかに育てられると、そういう条件設定がされたら、私は指定管理者にしてもいいのかなと。そのためには、まずいろいろな立場の話し合いに時間がかかるということで、行財政改革のために一辺倒に指定管理者にするというのは、今の立場ではとらないつもりでおります。ですけれども、公共の保育所に対する期待感というのは、逆にあるということなんですね、保護者から言わせると。ですから、公共で行う保育所サービスをますます充実させて、信頼される保育所、幼稚園経営をやっていかなければならないというふうに思っております。ただ、将来は、指定管理者制度を捨てたわけではないということもご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 職員削減に対しては、町長はかなり悩むのではないかと、こういうふうに思います。

次に、この間、中越沖地震のとき刈羽村が災害時の食糧備蓄をしていなかったということが報道されておりました。柴田町では、飲料水、食糧、特に乳幼児の食糧確保はされているのかどうかをお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） お答えいたします。

現在の柴田町におきましては、備蓄関係につきましては、水、食糧等、一切備蓄はありません。若干備蓄しているものについては、災害用のトイレということになっております。今現在、地域防災計画の見直しということで行っております。その中で、どの程度のどのようなものが備蓄が必要か検討中でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 仙台沖地震の来る前にきちんと用意されたらいいと思います。

今回の中越沖地震でも判明したように、原子力発電所の耐震設計の基準というのは非常に甘かったということが報道されております。地球上で起こるM6以上の地震の2割が日本で起きているんですね。それで、私は3月の議会で、もし女川原発がパンクした、破裂したなんかのとき、風によって柴田町の方に来ますよと、気象庁で柴田町の方へ必ず入ってきますと、風の流れを見て。そういうときのことをちょっと質問したんですけれども、そのときは、県の方の考え方が柴田町の方に来ていないということで、年が明けたらわかるようにお話ししますと。しかし、まだ全然私のところにも答弁が来ていません。どうなったのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） お答えします。

私も、我妻議員の一般質問のものを見させていただきました。確かに原発が災害に遭った場合、県の方では、どこまで災害が及ぶか、これは現在のところ想定しておりません。国の基準に基づいて重点的な対策地域としては、半径10キロ以内という形で想定されております。柴田町については、10キロ以上ですので、県の場合は想定していないということでの回答をしております。その後、県の方にも確認いたしました。県でも、どこまで及ぶのかははっきりとしたデータは持っていないということでございまして、ここで明らかにお示しするということが、残念ながらできませんでした。それで、今後も県等に再確認いたしまして、またかと言われるかもわかりませんが、わかり次第、議員の皆様にもお答えしてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） この問題は、非常に地震とかそういうのと全然違うんですね。外に出れない、それから野菜が食べれないとか、いろいろな問題があるんです。ですから、毎日のことになると大変でございますよ、わかるようにきちんとしておいてください。

それから、このように地震とか、今回は集中豪雨、水害、こういうふうにあったわけですが、それに火事がありますね。こういうことにいろいろご協力いただいている消防団があります。8月25日に槻木の曳地さん、18歳になる若い方が消防団に入団したと新聞で紹介され

ていました。社会情勢の変化で、若い人たちの消防団参加が非常に少なくなってきております。柴田町も例外でなく、少なくなっております。将来消防団の維持が大変になると私は考えまして、今後の消防団の形態、どういうふうな形態がいいか。定員、そういう見直し、それから訓練内容、身分保障、そういうものを検討した募集方法を考えるべきではないかなど、こう思いますけれども、どうされているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） お答えいたします。

現在の消防団員の定数は 350人となっております。ここ数年、退職する方もおりますが、325人から 330人の間で、ほぼ横ばい状態ということになっております。やめる方がいれば入団してくる方がいる、極端に定員数を大幅に割っていると、そういう現状ではございません。ただし、若い人はなかなか入ってこないというのは現状です。それで、先ほど我妻議員がおっしゃったように槻木のある方が18歳で入団された。その入団された経緯については、自宅が火災になって、やはり助けてもらった、そういうことが一番大きな要素だったということでございます。それで、消防団にも若い人がいれば声をかけていただく、あと行政区長さんにも、若い方がいれば声をかけていただくという形をお願いしているところが現状です。なかなか農業専門とか商業専門だけの生活、就業形態ではありませんので、企業に勤めている、そういった方が多いので、若い人が集まってこないというのが現状ですが、先ほど申し上げたように、ロコミ作戦、このようなものを通じて若い団員の人数確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 災害ではないんですけれども、先月アメリカで大きな橋がドーンと落ちましたね。柴田町でも、白石川の橋が前に落ちていますね、ドーンと。あのとき柴田町は、死傷者がなかったわけなんですけれども。柴田町の住民は、あれを見て白幡橋の耐久性を心配したと、こう思うんですよ。現実にはスラブに打ったコンクリート破片なんか落ちています。目安として、材質にもよりますが、橋の寿命は60年から75年、こういうふうに言われております。それで、60年以上は老朽化と、こういうふうになっているんですね。それで、昨年の段階で、国内では15メートル以上の橋14万あるんだそうです。そのうち50年以上が6%、白幡橋は昭和13年に建設されて69年経過しております。それで、一番古い方の橋なので聞いたところ、日本海の方は塩害が大きくて、太平洋の方はないということで、6%のうちの半分ぐらいで4,200番目あたりだろうと、こういうふうに伺ったんですけれども。それで、うちら方はどうなるのか

と。柴田郡の県会議員お二人とも、何とか建て替えということで公約に挙げてあります。それで、どういうふうに進むのか伺ったところ、年内橋梁点検をやって健全度調査をして、来年その結果を発表すると、こういうことになっているそうです。

ところが、白幡橋というのは4号バイパスを離れてちょっとこうなっていますので、なかなか建て替えというようなあれが出てこないような感じを受けています。私は、延命化ではなくて、何とか建て替える方向で行くべきだと、これにはやはりいろいろな方法があるのではないかと。国や県や……、県の方ですか、これは。どんな働きかけをして、早目に建て替えをお願いするか、働きかけをどんなふうにするかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長、許します。

○町長（滝口 茂君） 実は、白幡橋は 349号線というところの終点ということです。茨城県の水戸から 349号の終点ということで、これは私も5年間陳情活動を繰り返しております。会長が根元 匠さんと言って、福島県、安倍政権のチームに入っていた方ですが、その方が会長をしております。そして、2年に1遍、この 349号については職員が全橋調査に行っております。2年に1遍全部見て歩くと。そのくらいに運動を一生懸命やっております。そうした中で、おかげさまで柴田町はさくら船岡大橋が一昨年完成をしておりましたので、次に取り組むべきことということで、白幡橋の架け替えということで動いております。そうした中で、8月21日、伊藤議長と私と、それから県会議員、新人の県会議員2人と村井知事に陳情を申し上げたところでございます。そのときには、今、弘国議員がおっしゃったとおり耐震診断の方を優先させるということでございました。私どもとしては、強力にこの陳情活動をするために、来年の1月には白幡橋架け替え期成同盟会を設置する準備を進めております。その段階で、事務段階では亘理、柴田、角田、丸森、大河原、この1市4町の構成でもって陳情のための期成同盟会を立ち上げて強力的にやっていくと。もちろんそのためには、西村代議士、県議員の方々にも顧問として参加をいただく予定にしております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

10番我妻弘国君の質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 高齢者の方々が働ける場所として、シルバーセンターができております。5年間の運営が非常に順調で、聞けば売り上げもすばらしく、期待以上の成果を上げていると、こういうふう聞いております。今から団塊の世代の方々がたくさん退職してきて、働く場所が欲しいということになると思うんですけれども、民業に圧迫しないようなシルバーセンターの支援策はどのようにしていくのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） それでは、お答えさせていただきます。

柴田町では、高齢者の経験と能力を生かした活力ある地域づくりを目的といたしまして、高齢者の生きがいづくりや地域社会の活性化につながる事業活動に対して、運営費の一部として補助しております。平成19年度は、900万円の補助金を出しております。現在の平均年齢67.2歳、会員数330名、契約総数1,232件、金額1億666万円となっております。平成17年から見ますと1,066万円の増額という状況になっております。その中で、就業人口、受託件数、受託金額等々について分析を行っておりますが、やはりここにも少子高齢化というのが如実にあらわれてきております。個人の委託件数が826件、すなわち1,233件から見ますと67%、この傾向が今後ますます広がると思います。ですから、私の方では、各あて職上、私も理事になっておりますので、理事会の中で、やはり民間に競合しないような、こういう各家庭の困り事的なもので需要をふやさなければならないでしょうということ、機会あるごとに発言させていただきました。やはり、この中でも自助努力というのを忘れてはならない、補助金だけを当てにしていたのでは大きくなれないということも言わせてもらっております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 大いに頑張っていたきたいと、そう思います。小さい町でも誘致に頑張っている自治体が大変多く、誘致に成功した事例を見ると、どこの首長も1日もいとわずセールスに歩いている。そして、造成地を売っているのではなくて、進出する企業のオーダーメイドで土地をつくって売っておりますね。ことし三重県の伊賀市視察途中、亀山市のシャープ工場をバスの中から見学させてもらいました。液晶テレビの一貫生産工場で有名になりましたが、亀山市はそのころ人口5万人弱、当時地方税額が70億円ほどのときに45億円の補助金を用意して誘致に成功し、現在に至っております。今回ようやく柴田町でも、工場誘致に対する、または従業員採用に支援策をつくっているようですが、工場移転などの情報収集にどれだけの

時間をかけているか。実は最近、町から3社ほどの会社が撤退しております。近隣の市町に移転しているわけですが、知り合いの会社、工場などにお伺いしたところ、今まで一度も町からは来ていません、そういうお話でございました。商工会でも、情報機関ではないかと、こう思うんですけれども、商工会の中に入ってみますと記帳代行とか、それからイベントの時間にいろいろ時間が割かれて、人的配置もままになっていないということで、なかなか難しい。宮城県では、工場などの立地奨励金7億7,641万円を予算化しております。さらに、産業界から意見を聞く制度を設けておりますが、私たちの振興課として収集策と、それから振興策はどういうふうにしていくのか、それをお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長、許します。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） では、ご答弁させていただきます。

企業訪問の件でございますが、19年3月29日、これは町長みずから、当方の班長とともに山崎製パンにおじゃましております。19年4月24日、これも町長と当方の担当班長が、東北リコーの方におじゃましております。6月14日、これは私と担当班長が東海高熱の方におじゃましていただいております。そのほか、随時機会あるごとにいろいろな会社を訪問させてもらっております。やはり、その情報を収集することによりまして、今何が必要なのか、何が最も大切なのか、企業として何を求めているのか、そういうのが直接肌で感じられるわけでありまして。ですから、今回工場の企業立地条例も提案させていただくわけでございますが、これもやはり時代背景といたしまして、19年6月11日に国において企業立地促進法の施行がされました。それを受けて、平成19年6月20日、宮城県工場誘致協議会が設立されました。その中で、宮城高度電子機械活性化協議会、これに柴田町が入っております。あとは、宮城自動車産業活性化協議会、これらはいずれも19年から23年の5カ年間において、高度電子は誘致企業35件、新規雇用2,500人、これを図ろうとするものであります。そういうところに、この構成メンバーは、宮城県関係市町村、それに商工会議所、七十七銀行、東北電力、東北大学、宮城工業会、工業高等専門学校、この辺の産学官一体となって県下に企業を誘致すると。そういう中で、我々も一会員として、今情報収集並びに活性化に向けた条例のご提案等々もさせていただいている次第であります。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 山崎製パン、東北リコー、東海高熱、大手の企業ですね、小さいところも回って、ひとつ情報の収集に励んでください。

次に、宮城県では社会的弱者と言われる人に助け合いの赤い羽募金、それから森林整備に使

われている緑の羽の寄附募金があります。柴田町では、今各行政区で班体制を敷いているわけですが、私も班長という、順番に回ってくるわけですけれども、前に区長さんから赤い羽寄附募金について、この方は前年度5万円の寄附をお願いしてあったんだと、ことしもぜひそういうふうをお願いしたいということなんですけれども、半強制的寄附依頼、非常に不愉快で考えさせられるのではないかなと、こういうふうに思っております。それから、緑の羽の寄附もそうなんですけれども、これはほとんど各区で区費に上積みされて集めて、そして一括で県の方に納めているというか、そういうふうになっているようです。しかし、上積み集金なる寄付は違法の見解が言われているんですね。本来は個人の善意が自由意思でされるべきであって、こういう強制的な姿を見ますと、寄附のあり方というものを非常に本気になって考える必要があるのではないかと、赤い羽と緑の羽と全然その性格は違いますけれども、これはどういうふうにか考えるのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 赤い羽について健康福祉課長、許します。

○健康福祉課長（平間洋平君） それでは、赤い羽共同募金についてお答え申し上げます。

この赤い羽の共同募金につきましては、国際的な民間の募金活動というようなことで、我が国では昭和22年に共同募金会が設立され、運動として始まってございます。それで、この根拠なんです、社会福祉法第112条に共同募金が規定されてございます。その規定の中に、都道府県の区域を単位として、毎年1回厚生労働大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るために、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者、これには国とか地方公共団体は除かれます、に配分することを目的としてと、112条には規定がございまして。そして、この規定を受けまして、都道府県共同募金会は第一線の活動組織として市町村の区域等に支会を設置できることになっております。それで、柴田町の共同募金会は、その一つであります。

事務局につきましては、共同募金会と社会福祉協議会とは、地域社会福祉事業における車の両輪のような関係にあることから、柴田町社会福祉協議会が事務局を担当しているところであります。赤い羽の共同募金を区費で集めるのは云々というようなことでございましたが、共同募金会を担当しております柴田町社会福祉協議会に確認しましたところ、各行政区には募金としてお願いしていますが、共同募金運動への協力についてというようなことでお願いしているということございまして、その方法につきましては、特に関与していないということでありました。

確かに、議員ご指摘の自発的な協力を基礎とするものであって、強制されるものではありません。これにつきましても、社会福祉法に共同募金の性格として「寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない」とあります。それで、区長さんや班長さんが集めて歩くのは、募金の性格上の問題ではないかということですが、共同募金運動を行うに当たり、行政区長さんは柴田町の共同募金委員会から募金の推進委員を委嘱されております。また、この運動は、社会福祉に率先して協力しようという募金ボランティアの方々の組織的活動で推進されております。それで、行政区長さんは、住みよい福祉のまちづくりのリーダー役として日ごろから活動されている立場にあり、そのため県から、宮城県共同募金会からも募金ボランティア奉仕委員というようなことですが、お願いされてあるということでした。今後、この共同募金を担当しております柴田町の社会福祉協議会に、議員が示されたこれらの点を伝えまして、的確な共同募金運動が推進されますよう助言してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 緑について地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 緑の募金でございますが、これは当然緑化のための募金でございます。私も実は、区では班長をやっておりまして、私の方の実例を申し上げますと、やはり全体の総会にかけて、その募金を幾らにするかというのを総会にかけて支出しております。ですから、これは班長会とか一部役員で決めるのではなくて、全体の総会の中で、これくらいの人数でこれくらい出しましょうと。ですから、年会費の負担金の中で対応していると、そういう内容でございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 区費の中に上積みされて、これをきちんとこういうふううたって総会でやったと仮にしても、これは違法だと、こういうふうな見解だと。今から検討していただきたいと思います。

次に、失礼、緑の羽の方なんですね、私が言ったのは。それで、緑の羽の方は、柴田町でたった一つの行政区だそうです、区長さんが回っていらっしゃって寄附をお願いに上がっているのは。あとは全部区費として集めている、そういう状況です。それから、赤い羽は、私は区費の方とは言っておりません。ただ、そういうふううに半強制的に私には感じられる。やはり5万円を集めてきてくれと、こういうふううに言われると負担が重いですよ。隣の家へ行って「これ5万円って区長さんから言われたんだ、出してくれよ」と、こんなふううになかなか言えないですよ。その辺のあり方、もう少し考えていただければと、こういうふううに思います。

次に、柴田町が市になっていくときの条件の一つに言われているのが、図書館があります。町には図書館と言われる……、のかな、図書館らしきものはありますけれども、本当の図書館というのではないですね。同僚議員も、何回も図書館建設を要求しております。鳥取県の片山知事なんですけれども、市町村合併の中立的な情報収集、それから今騒いでいる保険ですね、社会保険庁の正確な年金情報を得るのには図書館が一番、こういうふうに言っております。町の実施計画書にも、調査研究事業として載せてあります。今回、議会でも、執行部の権力対抗軸として議会図書館整備の方を申し入れしております。議会の図書館が先につくられては、どうも町民の方々におしかりを受けそうな感じがします。何回も言われているので検討はしていると思いますが、使用頻度の少ない既存施設の再生化を、つなぎの図書館として活用してはどうかという案があります。いつ実現するのか、具体案が検討されていればご説明を願います。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまのご質問でございますが、つなぎの図書館の実施に向けてというご質問でございます。

それで、昨年の12月議会の第4回定例会でもご答弁申し上げましたとおり、既存の施設を活用した開設に向けて、ことしの3月、そして6月に宮城県図書館から職員をお招きしまして、既存施設の、4施設なんですけれども、生涯学習課関連の施設なんですけれども、そちらを現地の調査をしていただきまして、図書館施設としての評価の報告をいただいているところでございます。

あわせて、来年に向けましての検討ということで、町民の皆様にもご参加いただきまして、図書や書架ですね、本棚などの備品等の確保とか、また運営方法などにつきましても、この財政が厳しい中のご検討いただくということで、その組織を立ち上げまして検討させていただくというふうに取り組んでいくところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 実は、昨年、政務調査費で兵庫県の小野市に行ってきました。小野市の市長さん、蓬莱市長さんと言うんですけれども、毎週小野市ホームページに雑感「こんにちは市長です」と書いてあります。その中に、短歌でまちおこしを企画され、全国から多くの方が投稿され、年々応募者がふえていると紹介されてありました。名前が「上田三四二記念『小野市短歌フォーラム』」という名前で、今年度は総数 5,430首の応募があり、小・中・高校生も 3,873首投稿があったそうです。平成2年から18回を数えて、もう定着しておりますが、ことし読売新聞の短歌選者に船岡出身の小池 光先生が選者になりました。例えばまちおこしに桜の

短歌募集などを考え、先生に選者としてお願いし、まちおこしを考えてはいかがですか。というふうには私は考えたんですね。多くの方に船岡の桜を見て短歌の投稿をしてもらえれば、まちおこしになるのではないかと、こんなふうには考えましたが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長、許します。

○町長（滝口 茂君） まさに、図書館を建てるというのは、当面難しい話でございますので、既存の施設を活用して、みんなでつなぎの図書館をつくっていくと。運動を通じて、今我妻議員がおっしゃったように短歌でもいいですし、そういうものでまちおこしを進めるという拠点となるには、十分な図書館的機能を持った場所が必要であろうということで、今町民の力をかりまして、21年度に開設できるように準備を進めていきたいというふうに思っております。

今、柴田町では、桜に関しては、桜の会が絵手紙コンテストというのをやっております。まさに、そういう桜の短歌を基軸にして、全国から柴田町の桜の短歌とか川柳とか募集する方向というのは、これからの町の文化性を高める上で大変重要だと。そのときに、拠点と、それから支所、それからそういう関係者が集まる場所は当然必要だろうと思っております。大変心強い発言であったというふうに思っておりますので、ぜひ開設に向けて努力していきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） ぜひ頑張って、そのような方向で進んでいっていただきたいと、こういうふうに思います。

先ほど、太田議員が教育に関して質問しましたが、私も、教育論というのはたくさんいろいろあると思うんですけども、たった一つお伺いします。柴田町の児童生徒が通いたくなる学校、これはどういうふうにするか、これをお伺いしておきます。

○議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

○教育長（阿部次男君） 子供たちが通いたくなる学校、そして保護者の皆様からは、通わせてよかったと思えるような学校づくりということで、各小中学校努力しておるところでございますが、私として考えておるのは、その姿として3点ほど。一つは、楽しい行事やわかる授業が行われ、一人一人が成就感や充実感が味わえる魅力と夢の持てる学校づくりと、これが1点。それから、学校全体に秩序と規律が保たれ、安心して学校生活を送れる学校づくり、これが2点目。そして、3点目は、何よりも学級内の児童生徒間の人間関係が良好で、そしてまた、教師との信頼関係もある学校づくり、こんなところを目指してまいりたいというふうに思っております。それにしても、その前提として、笑顔で子供たちを送り出し、迎えてくれる温かい家

庭と、そしてそれを支えてくれる地域があることが、何よりも重要だというふうに思いますので、家庭と地域との連携を一層進めていきたい、そんなふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） ぜひそのように、3点挙げられましたけれども、本当にそうではないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、食の安心が揺らいでおります。輸入する食材が多くなっており、8月30日、中国産エダマメから除草剤が検出された。それから、国内では、豚肉を牛肉にしたと、偽装。県内では、本当に今問題になっている、牛肉の賞味期限が摘発されております。町では、学校給食を指定管理者制度によって委託しているわけですが、児童たちの健康を考えると食材の不正表示、残留農薬監視など非常に大事だと思います。検査とか監視方法などは、どのようにしているのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（薊 千代君） 学校給食に関しましては、牛肉の問題ですね、前にありましたけれども、それなんかも、牛肉を使わないようにするとか、あと地元、地産地消のものを使うとか、あと偽装の、北海道でありましたけれども、その業者は宮城県で使わないようにするとか、そういうところもすべて業者にファクスなんかを流して、即座に回答いただいているようになっております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 業者の方にそういうふうに流せば、業者の方はきちんとそういうふうにやってくれるのかどうか、これも検証しなくてはならない問題ですけれども、まだしていなければ、どういうふうにするのか、ひとつご検討いただければと、こういうふうに思います。

次に、先日でなくて、今回ですか、監査委員の方から報告がありましたけれども、住宅使用料について、副町長は、いつもいろいろな決算委員会、予算委員会で、滞納解消に全職員一丸となって努めますと、こういうふうに言っているんですね。なかなかそうはいいないようで、現年度分はわずかに上昇したが、過年度分を含めた住宅使用料は、前年度よりも滞納額が2,851万2,000円となっていると。また、水道事業も、滞納額が4,756万7,000円と、こういうふうに報告されております。監査委員から、徴収体制整備の勧告がされ、滞納者に強硬な措置を講じる徴収対策をぜひ検討せよと提言されております。どんなふうにその対応を考えているのか、副町長、お願いします。

○議長（伊藤一男君） 副町長、許します。

○副町長（小泉清一君） ご質問にお答えを申し上げたいと思います。

毎年、税の問題等含めまして、いわゆる徴収率の問題で、できるだけ 100%公平に収納していただくという観点から、町税等収納対策本部を設置させていただいておるところでございます。そこで、税務課初め、今質問に出ました住宅使用料、それから学校におきましては給食費の問題等々いろいろ関係課集まって、前年度のことを反省しながら、今年度の徴収対策を努力していこうということで今進めさせていただいておるところでございます。

18年度でございますが、これにつきましては、後で今議会で18年度の決算等もあろうかと思っておりますが、そのとき詳しくお話を申し上げたいと、このように思っておりますが、ほぼ町税等につきましては、例年どおり徴収することができたというふうに私どもは思っております。問題は、ご質問にありましたように住宅使用料でございます。この点につきましては、担当課ともいろいろ協議しているわけでございますが、なかなか景気が思うように好転していないということもございまして、なかなか徴収率が上がっていないのが実態でございます。そうしたことを受けまして、それぞれ担当課と検討を重ねながら、例えばのことでございますが、夜間訪問とか、それから個別訪問とかいろいろやっているわけですが、実態としては、18年度は思うように、前年度対比で言いますと、17年度よりも伸びなかったというのが実態でございます。これを受けまして、19年度どうするかということを中心に検討させていただいているわけでございます。これにつきましては、やはりお願いだけではどうしても徴収率を高めることができないものですから、ある程度裁判等といえますか、そういったものにもお力をいただきながら、集める工夫はないものかということで検討していこうということになっておるところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） 優良納税者の方々にお伺いすると、生活保護をいただいて、そして新しい10階建てのあれに応募して、とれていると、あそこに入ったんだと、こういうふうに私も言われると、「うーん」と、こう思うんですけれども、ひとつ公平感が見えるような、そういうふうなのを今からやっていっていただきたいなと、こういうふうに思います。

今、副町長が答弁なさったんですけれども、もう一つ、副町長の顔を見て思い出しました。観光課の決算なんですね、あのとき、いやもう菊の祭典もさくらマラソンも終わって、今度は今桜まつりだけですね、あるのは。そして、あのときの報告には、町長の報告書ですか、決算報告、二千何台の増加があったと。それだけのモノレールの利用があったと、それだけだったんですね。あの決算のときに、副町長は、実は昨年からは観光行政というものを民間に委託

したくて、庁内でいろいろ検討を始まっていると。それで、その始まったというのは、全然その始まったというだけで内容は聞いていないし、どんなふうに行っているのか、その経過ですね、それもお伺いしたいと、そう思います。

○議長（伊藤一男君） 副町長、許します。

○副町長（小泉清一君） 我妻議員がおっしゃっているのは、観光協会のことでよろしいのでしょうか。（「そうです」の声あり）町長が答弁したのは、今年度の19年度の桜まつりに関しての収入のことをお話し申し上げたのかなと、このように思っております。

それで、観光協会の見直しでございますが、これにつきましては、ご案内のとおり財政再建の中で一応廃止はどうかというような提言がなされております。これを受けまして、我妻議員もご存じのとおり、今年度、いわゆる19年度の観光協会の総会の折、会員の皆さんに、こういうことで検討させていただきたいということでお話を申し上げております。ということは、廃止でもって検討することもありますよということでお話しさせていただいております。その中で、実は私どもも柴田町にとって観光協会の果たしてきた役割はどういうことだったろうということで、改めてこれまでの実績ではないんですが、検証させていただいているところでございます。その検証に基づいて、それでは観光協会が今後存続した場合どうなのか、それから廃止した場合どうなのか、それにかわる機関はないのかどうかということで、今事務局を担当しております地域産業振興課の職員でもって、検討に検討を加えさせていただいているという実態でございます。

この検討結果が出ましたら、私も観光協会の一応会長をさせていただいているものですから、その検討結果をつぶさに検証させていただきまして、しかる人たちに、しかる人たちというのは変なんです、いわゆる観光協会の役員の皆さんに相談をさせていただいて、それがもしよいということで結論が出れば、総会でもって方向づけをしていきたいと、このように思っているところでございます。現在のところ、まだ検討の結論が出ておりませんので、その辺をきちんとまとめさせていただいて皆さんにご報告を申し上げたいなど、このように思っているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

○10番（我妻弘国君） まだ5分ちょっとあるので、最後の質問になります。もったいないんですけども、しょうがないですね。

柴田の住民が望んでいるのは、合併するとかしないとか、そういうものではないと思います。町民への税還元率が高く、自助、共助が確立されている魅力的な住みやすい町を望んでいるの

ではないかと、こういうふうに思います。

最後に、町長にお願いしたいということがあります。町職員の人づくりという非常に大切なことがあります。職員の出る幕を抑えて、町長だけが目立つようではうまくないなど、こういうふうに言われているところがありますから、ぜひひとつ職員のやる気を起こさせるような、そういうような町の経営に当たるよう希望して、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（伊藤一男君） これにて10番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

次に、7番白内恵美子さんの登壇を許します。質問席において質問してください。

〔7番 白内恵美子君 登壇〕

○7番（白内恵美子君） 7番白内恵美子です。

3点質問いたします。

1 問目。自殺予防対策はどこまで進んでいるか。

きょう9月10日は自殺予防デーです。現在、日本で自殺する人の数は、9年連続で3万人を超えています。自殺者の10倍はいると言われる未遂者も含めると、1日に1,000人もの人が尊い命をみずから絶とうとしているのです。決して特別な人だけが自殺しているのではありません。普通の生活を送ってきた人たちが、過労や借金苦、病気、いじめや介護疲れ、社会に対する不信感などのさまざまな問題に直面し、追い詰められ、生きる希望を失い、みずから命を絶っているのです。

昨年6月に成立した「自殺対策基本法」の基本理念には、「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されなければならない」とうたわれております。現代の自殺の多くは、社会的な対策が整っていれば防ぐことのできる死です。自治体が「自殺対策基本法にのっとり基本的施策を講じることは、生きる支援、命の支援となるのではないのでしょうか。

自殺対策基本法には、「国・地方公共団体の基本的施策」が明記されております。柴田町における自殺対策は、どこまで進んでいるのでしょうか。

1) 過去5年間における町内の自殺者数と原因は。

2) 自殺対策基本法の基本的施策の第11条から19条（調査研究の推進等、国民の理解の増進、人材の確保等、心の健康の保持に係る体制の整備、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備等、自殺未遂者に対する支援、自殺者の親族等に対する支援、民間団体の活動に対する支援）は、どこまで進んでいるのか。

- 3) 自殺対策の研修は行っているか。8月25日仙台市で開催された「自殺対策シンポジウム」は受講しているか。
- 4) 「宮城県自殺予防対策ネットワーク会議」発行のパンフレットを全戸配布すべきではないか。
- 5) 宮城県は厚生労働省から自殺予防モデル自治体に選定されたが、どのような事業計画になっているのか。

2点目。虐待防止に全力を。

家庭内で起こる暴力は、児童虐待や高齢者虐待、配偶者からの暴力DVなどの形で表面化しても、実際には単独で存在しているわけではありません。同じ家庭内で、お互いに相手にストレスを与えるような暴力の双方向性があったり、自分の受けたストレスをより弱い対象に向けると、複数の問題が絡んだ中で起こっているのです。幼児期に児童虐待の被害者だった子供が、成長して親に暴力を振るったり非行に走ったりなど加害者になることもあります。また、若いころに児童虐待やDVの加害者だった人が、高齢になってから妻に介護放棄され、子供も寄りつかないというネグレクトの被害者になることも起こっています。

現在、家庭内で起こる暴力については、子供は児童相談所や児童福祉施設、高齢者であれば地域包括支援センター、DVであれば女性相談センターというように対応する機関がまちまちです。アンケートによれば、「家庭内の相談は身近な人に行く」という傾向があります。より身近なところで気軽に相談できる場が必要です。専門機関のように個人を対象とする支援方法から、家族全体を視野に入れて相談を受けつける相談拠点を地域に置くことができないでしょうか。社会福祉に詳しくカウンセリングなどの人の話をよく聞く訓練を受けた専門家による、気軽に愚痴を聞いてもらえる場を設定すれば、重大な問題を未然に防ぐことができると考えます。

住民にとってより身近な市町村において、虐待の防止や早期発見の積極的な取り組みが求められています。行政職が指導的役割を果たしながら、保健・医療職、福祉職、法律職に従事する人々のネットワークを構築し、このネットワークを活用しながら虐待の発生を未然に防止し、あるいは発生した虐待の解決に向けた対応が必要ではないでしょうか。

柴田町における虐待・DVの現状についてお聞きします。

- 1) 町が把握している虐待・DVの件数は。相談・通報はどのように行われているのか。十分な対応ができているのか。
- 2) 滋賀県米原市の「児童虐待防止対応マニュアル」のようなわかりやすいマニュアルを整備

すべきではないか。

3) 埼玉県行田市では、「児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」を制定しているが、意識向上のために柴田町でも必要ではないか。

4) 歯科検診時に児童虐待（ネグレクト）を発見する確立が高いと言われているが、歯科医師会との連携は進んでいるのか。

5) 虐待防止に積極的に取り組むには、異業種連携ネットワークの構築が必要ではないか。

3点目、選挙開票時間の更なる短縮を。

7月29日の参院選の開票時間ランキングが、8月14日の河北新報に掲載されました。都道府県別ランキング1位の群馬県では、参院選前に県内市町村の選管担当者を集め、開票手順の見直しや作業の効率化を進める研修会を開催したとのことです。その結果、2時間32分となり、2位の岩手県の3時間1分を大きく引き離しました。

また、全国の市町村で最も開票効率がよかったのが、群馬県のみどり市です。選挙区と比例代表を合わせた4万4,000票を、たった48人の職員が2時間54分で確定したとのことです。職員1人が1分間に5.24票を処理した計算になります。

開票スピード日本一の記録を持つ相馬市は、今回は前回の参院選より職員を58人減らし、4月22日の市議選と参院補選のときと同じ80人で臨みましたが、残念ながら、目標の2時間を大幅に上回る3時間14分かかりました。陣営の立会人が慎重に票を点検したのが原因とのことです。

私は今回、柴田町の開票を見学しました。いろいろ工夫している点があり、開票時間のアップにつながったと思います。6月の定例会で、私は「どんな目標を持ち開票に臨むのか」と質問しましたが、その結果はどうだったのでしょうか。また、「開票事務の改革を徹底的に行うべきではないか」という質問に対して、「従来の方法に固執することなく、柴田町で導入できるものは積極的に導入を図り、柴田町独自の方法でできないかなど、改良に改良を加え、さらなる向上を目指していく」との答弁でした。今回の参院選開票事務について、その視点からの総括をお聞きます。

- 1) 参院選の開票に要した人数と開票時間は。目標に対してどうだったのか。
- 2) 4月の県議選からの改善点は。実行した結果どうだったのか。
- 3) 開票事務の改革は職員の意識改革につながったと考えているか。
- 4) 今回の開票事務をどのように総括しているのか。
- 5) 次回の選挙ではどのような改革を行うのか。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 町長、許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱3点ございました。

まず第1点目、自殺予防対策はどこまで進んでいるかという点でございます。まずは、自殺者の数と原因ということでございます。

宮城県保健福祉部発行衛生統計年報によれば、柴田町の自殺者は、平成13年10人、平成14年9人、平成15年6人、平成16年15人、平成17年8人と公表されております。この5年間の総数は48人でございます。平成18年度の人口10万人当たりの自殺率は、県が26.9人に対し、柴田町は20.3人で、県内平均を下回っております。自殺の原因については、直接家族等へ照会した資料がありませんので、警察庁で公表している原因、動機等によれば、健康問題、経済、生活問題、家庭問題、勤務問題等いろいろな要因が複雑に絡み合っております。

2点目、平成18年6月、自殺対策基本法が成立、本年6月、基本法に基づく自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱が整備され、ようやく国の活動推進の体制が整った状況でございます。この大綱をもとに、県を中心とした地域の連携による体制整備において、市町村の役割が明示されてくるものと思われまます。既に町は、自殺対策基本法第12条に規定されている精神科医療との連携を図り、昨年10月、メンタルヘルス講演会「早期のうつ状況に気づく方法とその対応」を開催し、教育活動、広報活動を進めております。

また、同法14条に規定されている地域等における心の健康づくりとして、精神保健福祉相談事業、心の健康相談を毎月1回実施しております。精神科医と保健師による各種相談、その他の自殺の発生を回避できるよう適切な相談窓口として対応しております。

また、9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、国は9月10日から1週間を自殺予防週間として集中的な啓発事業を推進しております。そこで、町も県や国と連携してお知らせ版に自殺予防の相談窓口のお知らせを掲載いたします。

また、保健師による訪問相談、電話相談、面接相談も活用しながら相談支援の充実を図ってまいります。

3点目、昨年10月、メンタルヘルス講習会として、町民を対象に早期のうつ状態に気づく方法とその対応を精神科医が講師となり実施いたしました。地域の健康づくりを担う保健師に対しては、各種機関や団体等で開催する研修について積極的に参加させております。

しかし、8月25日の自殺対策シンポジウムにつきましては、土曜日であるために任意の研修

として対応いたしましたので、参加いたしませんでした。

4点目、自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と認識しがちですが、自殺の動機等からも、いろいろな悩みにより「追い込まれた末の死」という認識が必要と思われま

そこで、今後は、宮城県自殺予防対策ネットワーク会議パンフレットに改良を加え、柴田町版として、町民の皆さんに配布し情報を提供してまいります。

また、お知らせ版、各種健診・健康教室及び出前講座等の機会も有効に利用してまいります。

5点目、平成19年度から21年度の3カ年の事業で6事業から構成されております。

一つは、啓発普及事業として、県民を対象にしたシンポジウム、講演会の開催や広報誌、マスメディア等活用による啓発方法の拡大等。

二つは、地域介入モデル事業として、心の健康課題、自殺実態等の把握。

三つは、自殺対策推進体制整備として、県庁内自殺対策関係課連絡会の開催、宮城県自殺対策評価委員会の設立、自殺対策アクションプランの作成。

四つは、うつ病対策として、うつデイケア事業の開始、かかりつけ医師等のうつ病等診断技術の向上、救急病院と精神科医療・地域医療の相談窓口との連携、心の相談事業活用。

五つは、県内の中老年層を対象とした意識調査の実施。

六つは、遺族ケアの支援の拡充として、遠隔地者のための職員出張支援、親を自殺で亡くした子供たちの心のケア等が自殺モデル事業として県が計画した事業でございます。

大綱2点目、虐待防止に全力をということでございます。

1点目、平成18年度の児童虐待での相談件数は10件、相談内容は、身体的虐待が2件、ネグレクト6件、心理的虐待1件、性的虐待1件となっております。また、これらの相談については、個別ケース検討会議を17回開催しており、現在も28件の事例について経過観察をしております。

DVにつきましては、町で直接相談を受け付けたものはありませんが、仙南保健福祉事務所の情報では、相談件数は7件で、相談内容は夫の暴力が4件、子供の暴力1件、その他2件となっております。

相談・通報については、平成16年度に児童虐待防止法と児童福祉法が改正され、市町村は業務として児童相談に応じることが明記されるとともに、要保護児童の通告先に追加されました。このことから、住民等からの相談や通報を受けた場合、比較的軽微な事例については町が中心となり、仙南保健福祉事務所、中央地域子どもセンター、これは児童相談所でございますが、の支援を受けながら個別ケース検討会議を開催するなど、適切な対応に努めております。

また、立ち入り調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような困難な事例については、子どもセンターに連絡し、対応をお願いしているところがございます。

DV、配偶者やパートナーからの暴力については、被害者が多くの場合女性ですが、家庭という密室で行われるため、外部からなかなか発見できず、暴力が激化し、被害が深刻になった状況で初めて相談に来る事例がほとんどとなっております。配偶者からの暴力について通報、相談があった場合には、配偶者保護のため警察や仙南保健福祉事務所への通報、また子供がいる場合には、子どもセンターへの通報や支援を依頼しています。

今度は高齢者の虐待についてですが、これまで高齢者虐待の定義については、国・地域・時代によってそれぞれ異なっておりましたが、平成18年4月から施行された「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において5分類に定義されております。

ご質問の相談・通報の件数については、平成18年度が7件、今年度は8月末で3件になっており、そのルートは、民生児童委員、ケアマネジャー、介護事業者からの通報、そして家族の相談となっております。

高齢者虐待の主因の8割は、介護疲れや経済的な理由が占めると言われており、デリケートな問題が多いため、慎重に事実確認を行った上で対応しております。これまでのケースにも、本人の思い込み、認知症からの虚言などもあり、対応の仕方を誤ると家族や通報者との関係などを悪化させる原因ともなりかねません。

相談・通報の10件については、3件が虐待の事実がなく、7件については、安全の確保や金銭管理の委託、的確な支援者へのつなぎなど、適切に対応しております。

続きまして、第2点目。まず、米原市の「児童虐待防止対応マニュアル」につきましては、100ページにも及ぶもので、児童虐待についての基礎知識、機関別対応マニュアル、緊急度の高い虐待対応、相談窓口一覧、子育てガイドなどが盛り込まれ、わかりやすくまとめられたものとなっております。

町では、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」や県の「子ども虐待対応マニュアル」を基本として、児童虐待の対応を行っているところがございます。今後、これらのマニュアルで不十分なところは、米原市のマニュアルを参考にさせていただきたいというふうに思います。

3点目、町では、児童虐待、DVについては子ども家庭課、高齢者及び障害者虐待については健康福祉課が担当しているところがございます。確かに、条例の制定は虐待防止に関する住民の意識向上につながるもので、柴田町におきましても、今後、制定していきたいと考えてお

ります。

現在、つくる会が中心となって住民自治基本条例の素案づくりに取り組んでおりますので、この条例の後に着手したいと思います。条例の案文をつくるに当たっては、多くの住民に参加していただき、広く住民の意見をもらい議論し合うことによって集約化され、住民に趣旨を理解していただきながらまとまっていく。時間はかかりますが、このような過程を大切にするとともに、つくった後にこの条例を守り育てていくことが大事なことだと考えております。

4点目、近年、住民の歯科保健意識が向上し、幼児、児童の口腔内状況は、虫歯罹患率の低下、治療率の向上など大きく改善されております。しかし、虫歯を治療しないまま放置するなど口腔内に問題のある乳幼児・児童が見受けられ、このような問題の要因としては、子供が不規則な生活を過ごすような保護者との関係等が挙げられ、「養育の放棄・怠慢（ネグレクト）」が大きく関係すると考えられています。

町は、保健事業を円滑に実施するために、柴田町医師団・柴田歯科医合同研修会を実施して、保健事業についての方針と事業計画の実施に向けた協議実施し、効果的な健診について心がけているところでございます。そのような状況で、4カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳6カ月児健診、2歳児歯科健診には、医師・歯科医師に診断を依頼しております。その際、医師等の補助員として、保健師を配置し健診事務に当たり、児童虐待や生活習慣等の乱れについて確認しております。指導が必要と思われるケースについては、健診従事保健師が地区担当保健師に状況を報告し、家庭訪問等の個別支援につないでいくシステムとしております。

5点目、現在、平成16年の児童福祉法の改正に伴い、虐待を受けた児童に対する町の体制強化を図るため「要保護児童対策地域協議会」、簡単に言うと子どもを守る地域ネットワークを平成20年度の設置を目指して進めているところでございます。地域協議会は、関係機関の連携により要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的に設置するもので、組織は子どもセンターや仙南保健福祉事務所、警察署、柴田町医師団、柴田歯会、社会福祉協議会、民生委員協議会、教育委員会などを検討しております。また、運営については、構成員の代表者による「代表者会議」や実際に活動する実務者で構成する「実務者会議」、子供に直接関係する担当者レベルの「個別ケース検討会議」を開催し、効果的な情報交換、意見交換、要保護児童に対する支援を進めることとなります。

続いて、高齢者のネットワーク構築についてですが、現在、宮城県仙南保健福祉事務所の支援のもと、各市町に「高齢者虐待防止法ネットワーク」構築の検討会が進められております。これは、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づくもので、

今年度中にネットワーク設置の要綱を整備し、来年度から運用することを目標としており、本町も同様に進めております。

その内容は、「早期発見・見守り体制」、「保健・医療・福祉サービスの介入」、「専門機関介入支援」となっており、それぞれの業種の連携のネットワークで構成しております。

大綱3点目、選挙開票時間のさらなる短縮をという点でございます。5点でございます。

まず、開票に要した人数は、開披・点検・計算など実際に確定票を出すための人数以外に、受付・監視など会場整理に携わった者も含め、総勢130人となります。

開票時間ですが、開票開始時刻から宮城県選挙管理委員会に確定結果を送信した報告時刻までが開票時間となります。今回の参議院の開票開始時刻は午後8時で、宮城県選挙区の開票確定時刻は午後9時30分、比例代表の開票確定時刻が午後11時34分で、最終的に比例代表の開票確定までに要した時間は、3時間34分という結果になります。

前回、平成16年の参議院選の比例代表の開票確定時間が4時間54分ございました。6月定例会における白内議員からの一般質問に対する答弁では、前回よりも30分短縮した4時間30分を目標にするという答弁でしたので、今回の開票時間は、その目標時間に比較して56分、実際の開票時間の比較では1時間20分短縮したことになり、当初の目標を上回る成果が得られたものと考えております。

2点目、6項目の改善に取り組みました。1点目は、「比例代表の開票作業の見直し」でございます。159人の比例代表候補者の開票作業を効率的に行うことが、開票時間の短縮に直結することになるため、今回の見直しの最重点項目と考え、作業過程を再検討して見直しを図りました。

開披の作業過程としては、第1段階の大分類で「11の政党名、候補者名、疑問・白票」に分類し、第2段階の「中分類」でア・カ・サ・タ・ナの各行に分類、その後、第3段階の「小分類」で候補者ごとに分類する方法としました。比例代表では、多くの票が疑問審査に回ることが予想されるため、候補者票を分類集計するラインを2系統としたこと。また、今回の新たな試みとして、最終的に政党別の候補者の票を集計整理する作業にパソコンを導入したことにより、比例代表の開票作業を短時間で効率的に行うことができました。

2点目は、収束する票数を従来の100票束から200票束としたことでございます。このことにより、有効投票決定票をつける作業が半減し、また、開票立会人の点検作業の負担を軽減することになりました。

3点目は、イチゴパックを活用したことでございます。4月の宮城県議会議員一般選挙の開

票において、自治体の多くが取り入れたこともあり、今回試みとして実施いたしました。選挙区の開票では、リハーサルなしでの最初の実施ということもあり、従来と比べて劇的に開票時間短縮に結びついたというような効果までには至りませんでした。比例代表の開票分類の過程においては、十分効果があったと認識しております。

4点目は、開票台のかさ上げと開票台の分割でございます。参議院比例代表候補者の関係で開票が長時間にわたることが想定されましたので、開票台に使用していた卓球台、高さ76センチメートルを10センチかさ上げしました。また、従事者が働きやすい動線を確認するため、開票台を分離して、間に通路を設けました。このことにより、開票従事者の負担を軽減する効果がありました。

5点目は、開票作業に入る前の投票箱かぎの取り扱いを変更したことでございます。

従来は、開票管理者の開票開始宣言後にかぎを投票箱外側の錠前に差し込んでおいておりましたが、今回は、開票開始宣言前にかぎは錠前に差し込んだ状態にしておき、開票開始後、すぐに開錠して開票作業にすぐ入ることができるようにしました。

6点目は、運動靴など履きなれた動きやすい靴を着用し、服装は、通常業務と同様、クールビズとしたことでございます。このことも、長時間の従事に伴う従事者の負担を軽減することに効果があったものと考えております。

3点目、職員の意識改革につながったかと。従来、町で行ってきた開票事務の精査を行うとともに、先進市町の改善点を参考にしながら、今回の参議院選で導入するに当たって、改革の素案の段階で開票主任者と打ち合わせを行いました。開票所で実際にその事務を担当する者から、積極的に意見を出していただき、その結果、今まで未検討であったところについても、修正すべきところは修正して、改良を加えて、開票事務の見直しを行いました。事務局で一方的に作成した案を行うのではなく、事前の情報交換、コミュニケーションを密にすることにより、職員間で情報が共有され、開票時間の短縮という当面の目標に集中する意識につながり、結果として、前例踏襲型から目標達成型への意識の転換、職員の一体感の高まり、そのような職員の意識改革を促す一つの機会が形成されたものと考えております。

職員の意識改革は、「改革に終わりなし」の言葉のように、役場全体のさまざまな仕事の中で、住民本位の仕事、その仕事において目標を設定し、最大限の効果を発揮するにはどうしたらいいのか、というような積極果敢な前向きな姿勢で取り組んでいく日々の不断的な努力が今後必要であると考えております。

4点目、開票事務の総括ということでございます。さきにも述べましたが、開票事務の見直

し、開票時間の短縮という課題については、一定の効果があつたものと認識しております。

一方で、今回の参議院選で実施した開票の改革内容を検証する必要があると考えております。今回の実施した内容や結果について、2点目の質問で答弁しておりますが、効果があつた点、なかつた点、反省すべき点、改良を加える点を一つのサンプル事例として、今後の選挙における開票に生かしていきたいと考えております。

最後でございます。次の選挙に向けての改革。投・開票事務の従事者が今回130人でありましたが、次の目標は、少数精鋭で当たりたいと考えております。具体的な人数は、選挙によって異なりますので、次回も投・開票事務従事者主任者会議を開催し、人数や開票時間など目標を定めて進めてまいります。また、今回の選挙で、目標を一つとした職員意識改革、時間の短縮など、成果を得られましたものについては、次回の選挙事務につなげていけるようにいたしますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

2時20分から再開いたします。

午後2時07分 休憩

〔午後2時7分 17番 杉本五郎君、18番 加茂力男君 退場〕

午後2時20分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 自殺予防対策の件を先に質問します。

先ほどの5年間の自殺者数なんです、13年で10人というと大体死亡者数というのが350人前後かなと思うので、やはり亡くなっている方の3%ぐらいは自殺によるものですよね。これが率として高い、低いというふうに考えるよりも、3%の人が、とにかく何か追い詰められた状態で亡くなっているということに対して、やはり私たちは、別に執行部だけのことではなくて、同じ町民として、何の力にもなれないということに対して、やはりとても悲しくもあります。それで、今後柴田町から自殺者を出さないためにどうすればいいのかということで、私ももう少し質問していきたいと思っております。

先ほどの答弁だと、心の健康相談を月1回やっている、それからメンタルヘルス講演会を行っている、保健師による相談を行っているということだったんですが、月1回開催の心の相談

には大体何人ぐらい参加しているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） その相談につきましては、毎月1回ずつやっていますが、大体平均しますと数人程度というようなことです。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） それは、すべて保健師が対応しているんですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

保健師と精神科医も一緒に参加していただいています。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） その相談を受けることによって自殺予防につながっていると感じていますか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

一般的に言われますことは、自殺の人の95%が、うつ病などの精神疾患にかかっているというように言われています。それで、その方々が自殺する前に医師とか家族とか友人らには、相談していないと。ですから、周囲の人が、そのような方々に対して、うつ病についての症状について理解を深めていただきまして、自殺の際に早く気づいていただければ、早期発見、早期治療につながるものと理解してございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 先ほどの自殺者の中で、町に相談していた方は入っているのでしょうか。亡くなった方の中で、相談していた方で自殺した方というのは、やはり出ているんですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

自殺者の方々ににつきまして、事後検証といいますか、ご家庭を訪問していろいろな聞き取り調査といいますのもなかなか、メンタル的に……、厳しいということも考慮いたしまして、調査等につきましては、そこまでいたしておりません。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 心の問題に相談に当たっている保健師というのは、かなり自分が厳しい状況に追い込まれるのではないかなと想像します。それで、その相談に当たっている保健師

の心のケアは、町として行っているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答えいたします。

保健師につきましては、先ほど町長答弁いたしました、各種の機関や団体等で開催されますシンポジウム、あるいは講演会には、機会を見つければ参加させております。それで、その講習等、シンポジウム等に参加した保健師がそれぞれ相談業務のスキルアップと申しますか、終了後に保健師全員でもって会議の様態等々につきましての情報を共有し、全体でレベルアップというようなことに配慮しているつもりです。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 現在、休職している保健師の中で、心の病で休んでいる方というのは、何人いるんですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

お2人が病気で休職していました。それで、現在につきましては、復帰に向けて役場の方には勤務していただいています。いろいろ段階を追って、なかなか一挙に8時間勤務も大変だろうというようなことで、その辺は考慮させていただいています。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 柴田町は、仙南2市7町の中で人口に対する保健師の数が一番少ないんです。健康問題の方で、私も保健師の数をふやすようにというのを何度も議会でも出したことがあるんですが、心の問題でも、やはり担当する部門というのは、保健師にかかってくるわけです。それで、2人、例えば休んだ場合、10人、11人でしたか、その中で2人休めば、ますます1人当たりの負担が大きくなって、それだけ精神的にも身体的にも疲れ切ってしまうと思うんです。特に、体の方はある程度休めば治るところがあるんですが、心の問題というのは、とてもデリケートで時間もかかる問題だと思うんです。それで、町として責任を持って専門家による心のケアです。先ほど課長の答弁だと、シンポジウムや講演会には参加しているということだったんですが、個別の心のケアというのを専門家である保健師さんは、全員きちんと受けられるように、要は倒れてから対応するのではなくて、事前に予防に努めるというのも、まず大事だと思うんです。第一線で働いてくれる方ですから、住民の、例えば死にたいとかというような思いを聞かされるというか、聞くのが仕事という場合って、かなりきついと思うんです。ですから、心のケアがなされなければ続けていけなくなるわけですね。今一番急い

で取り組まなければならないのは、まず職員である保健師の心のケアだと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 確かに、議員おっしゃるとおりかと思います。保健師が個別相談とか、訪問相談等々で出て帰ってきた場合に、なるべく先輩の方とか同僚と、きょうこういう対応したんだよと、そしてその対応が果たしてよかったのかどうか、必ず先輩の方々とか同僚とかときちんと検証しながら、個々の保健相談業務のレベルアップにできるような、今後環境整備には努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 同僚に話すことだけではなくて、きちんとしたカウンセリングを受けるとか、そういうことをしておかないと、やはり休職まで追い詰められてしまうのではないかなと心配なので、それは検討してほしいと思います。

それから、8月25日の自殺対策シンポジウム、先ほど参加しなかった理由に、土曜日だからというのがあったんですが、日常の業務忙しいかとは思いますが、大事な、やはりとても内容の濃いシンポジウムだったんです。かいつまんで言いますと、自殺防止と遺族のケアをテーマに開催されたもので、私も参加したんですが、第1部が「借金で死ぬな」という題で、秋田県で中小企業の経営者の相談活動を行っているNPO理事長の方、それから東京で多重債務に苦しむ人の支援を行っている経営コンサルタントの吉田猫次郎さんの対談でした。「借金は必ず返さなければならないというふうに凝り固まった価値観を見直すだけで、自殺をせずに前向きに考えられるようになる」、それが私もわかったシンポジウムでした。

ここにその吉田猫次郎さんの書いた本とかもあるんですが、読むと「何だ借金で死ぬことなんかないんだ」というのを、やはり思うわけです。だから、どういう救済制度があるのかとか、一般の方はわからないわけです。法律の専門家でもない一般の方には、どういうふうにすれば自分の借金を返せるかとかということがわからずに、何とか死んでおわびしようとか、もう死ぬしかないとか追い詰められ、それから、ほとんど自殺する方は、うつ病にかかっているという、先ほども答弁にありましたが、ほとんどの方が、やはりそういう状況なんです。病気を抱えていて、それで自殺を図ったりする、そういうところに追い込まれてしまっているので、いく前に、そんなひどくなる前から情報としてわかっていればいいわけですね。自殺の原因の3割は、借金苦であるという統計が出ています。それで、柴田の場合は、先ほどの答弁でははっきりはわからなかったんですが、全国平均から見れば、やはり3割ぐらいの方がそういう

ことで亡くなっているのではないのかなと感じました。

それで、先ほどのシンポジウムなのですが、そういう話と、それから第2部では「心の痛みに向き合う」というテーマで、自殺により子供を亡くされた方お二人の話を聞いたんです。そういう声を聞くと、自殺すると家族がどんなにつらい思いをするかというのがわかるわけです。自殺を思いとどまらせることにもなると思うんです。自殺というのは、とにかく病気や事故以上に家族や周りの人に深刻な影響を与えると。悲しみだけではなくて、自分が悪かったのではないかという、そういう思いをずっと引きずるということがあって、遺族も本当につらい思いをするんです。だから、こういう事実をきちんと知らせていくということが大事ではないかと思うんです。

それで、質問の方に戻ると、自殺対策基本法の第11条には、国及び地方公共団体は自殺の防止等に関し調査・研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとするというふうにあります。こういうシンポジウムに参加することは、調査・研究、情報収集のよい機会だと思うんです。ですから、土曜日だから参加できないではなくて、やはりこういう案内は確実に町には来ているわけですから、何も保健師さんだけが参加するというのではないですよ、せめて担当課、もしくはもう少し広げて管理職の方も参加すれば、より自殺に対しての理解が深まるのではないかと思うんです。これからは、何でもそうなのですが、担当課だけではなくて、もっと庁舎内でも横のつながりが必要だと思うんです。だから、こういう大きな大会があるときには、必ず何人かが参加して、そして自分の課に持ちかえってその話をする、それだけでも違ってくるのではないのでしょうか。これはだから、健康福祉課長ではなくて町長だと思うんですが、大切な研修会だとか、こういうシンポジウムがあった場合というのは、やはりできるだけ多くの職員を参加させるような、土曜日だと休日出勤になるのか、自分でそれとも休みを利用して参加するのか、その形はわかりませんが、もっと職員も知ることが必要ではないかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長、答弁。許します。

○町長（滝口 茂君） 今、国の方とか社会の情勢がどんどんどんどん変わっているときに、役場の情報を集めるためには、いろいろなところに参加して知識をふやすということは、常々課長職を中心にお話をさせていただいております。ですから、いろいろアンテナを高くして、自分の仕事はもとより、自分の仕事と関連するところは、常に情報を集める工夫はすべきだというふうに思っております。

ただこれは、今度は役所的な立場から言いますと、それは本人の自覚ということで、出張命

令等々で本来出せればいいんですが、残念ながら今のところ自前で企画した研修をやるのが精いっぱいな状態でございます。本来であれば、自前の研修プラス、こういったシンポジウムに職務として参加して、柴田町の業務に役立つ、そういうような体制づくりをしなければならないというふうに思っておりますが、現実にはちょっと難しいような状態でございます。ですから、理想的には、いろいろな情報を持ってほしいという気持ちもある反面、実際的に役場がそういうところに派遣できる状況に今はないと。ただ、気持ちとしては、いろいろな研修に積極的に参加してもらいたいという気持ちだけは持っているというふうにご理解をいただきたいなと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 宮城県自殺予防対策ネットワーク会議で出しているパンフレットというのが、これなんです。先ほどは、これに改良を加えるということでしたが、どのように改良を加えるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） パンフレットにつきましては、私も隅から隅まで確認いたしましたが、県でつくったパンフレットという関係から、県下一円といいますか、県内どこでも通用するというような内容でございました。ですので、本町でオリジナル的な、先ほど町長答弁いたしましたようなものを今後作成し、各ご家庭にお配り申し上げたいという考えです。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 県内どこでも通用する相談窓口というのは、とても大事だと思うんです。町内の方が、必ずしも町内で相談をしたいとは限らないわけです。町外の情報が必要だと思うんです。これには相談機関一覧がきっちり出ていますし、それから、ここに大きく出ている仙台いのちの電話も年中無休、24時間対応しています。そういうところにつなげていくことが、人口4万の町であれば、柴田町だけで対応しようと思っても無理な状況だと思うんです。保健師の数は限られています。頑張れば休職に追い込まれるかもしれない。そういう状況の中でどういうことができるかといったら、専門機関につないでいくことだと思うんです。それで、こういうパンフレットは、できればここに柴田の受付窓口を1カ所、2カ所載せるぐらいにして、これはこのまま全戸配布すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

費用対効果といいますか、このパンフレットはただではございませんので、もっと効果的な

ものですね、先ほど議員からお話ありました、でき得る相談の機関等一覧とか相談箇所については最も重要な部分ですので、これは省こうとは思っていません。それで、ほかに省ける部分があれば省いて、柴田オリジナルのパンフレットというようなことで、自前でつくろうかというような考えでございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） それは、いつごろ配布するのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 年内中には配布したい考えです。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 9月で今例えばこの質問していますね、それで年内中なんですか、やはりもっと早くは無理なのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 先ほど町長が答弁で申し上げます。9月が自殺予防デーというようなことで、それらにあわせて、9月のお知らせ版に心の健康相談というようなことで自殺関係の情報と、あと相談機関数カ所、お知らせ版には掲載する予定でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） お知らせ版というのは、たくさんの情報が載っていて、目立たないんですね、よほど大きなスペースをとらないと。ですから、やはりいつもと違うパンフレットが入ってくるということの方が。まして、確かに高いんですよ、これは1部10円なんです。それでカラーですよ。これぐらいのものが入ってくると、何だろうと思って見ますよね。悩んでいる方にとっては、「あらっ」と開いて、自分がここに相談できるのではないかとか、そういうふうに思ってくれると思うんです。私たちが対象とするのは、実際には、自殺未遂者だって自殺者の10倍はいると言われてますから、10人自殺者がいれば最低でも100人未遂を凶っている人がいると思った方がいいわけですよ。そうすると、4万の人口の中で100人といったらかなりの数だし、悩んでいる方はもっともっと多いはずですから、そういう方のために、例えば全戸配布して13万5,000円ですか、それが高いか安いかわ、それは今後検討すべきだと思うんですが、せっかくいいパンフレットができていますから、利用しない手はないと思います。いかがですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 確かにこのパンフレットにつきましては、それなりの効果があ

るものと大変期待できようかと思いますが、先ほどからお話し申し上げていますオリジナルティーのやつにつきまして、このパンフレットに遜色のないものに仕上げてまいりたいと考えてございます。

それと、町はお知らせもなにもしていないのかというようなこと……、思われがちでございますが、実際に、去年の18年度の保健師の業務を確認しました。どんな業務にどれだけの件数、どれだけの時間を費やしているのかというようなことなんですが、この精神疾患と思われる方々の相談に、訪問相談としては305件、時間的には975時間、それと電話での相談は、これは件数と時間、約同じですが、833件に対して833時間の電話相談に対応してございます。それと、役場の方に相談のためにいらっしゃる方々もでございます。それで、延べになりますが、同じ人が何回ということもありますので、335件の面接相談を670時間の相談、このような時間を費やして相談に当たっているということでご理解いただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 今、傾聴ボランティアというボランティアが出てきていますよね。傾聴ボランティア養成講座というのを町が開設したりすれば、人に話を聞いてもらうだけで済む方も中にはいるんです。ですから、そういう講座の開催を町で行うとか、それから民間が行っている精神対話士講座というのがあるんですが、そういうものに参加する人への援助とか、そういうことを考えて、職員だけで対応を考えないのも一つかなと。仙台いのちの電話は、2年間の研修を終えた市民が受けているんですね、電話の相談は。でも、2年間研修を受けるわけですよね、きちんと育成するわけです。そういうことを町でもやっていかないと、保健師の人数だけでは足りないのではないのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 確かに、議員おっしゃられるとおり、保健師の業務につきましては、機械で処理するとかそういうことはできませんので、マンパワーの対応になりますので、限りある職員が、そういうことで、本来相談といいますか、こちらから出向いていろいろなことを相談にのるというようなことに対しまして、どうしても限りある職員の数でございますので、ただいまご提案いただきました、そういう外部の力、マンパワーもうまく活用させていただいて、協働のまちづくりに資するような体制を整えてまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 虐待防止の方に移ります。

町内では、昨年、全国を凍らせるような悲惨な事件が立て続けにおきました。事件後、高齢

者虐待や児童虐待の早期発見について、町では何か対策を講じたのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 町では、児童虐待、DVにつきましては、相談窓口を子ども家庭課としております。それで、比較的軽微な事例については、子ども家庭課で対応を行っております。それから、困難な事例につきましては、相談機関を紹介していております。町は、児童虐待、それからDVにつきましても、問題解決に向けて一体的に取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 事件のあった後に、早期発見についての対策というのは何か講じたのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 要保護児童対策協議会について、平成20年度の設置を目指しまして、今取り組んでいるところです。以上です。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 例えばすぐにできることとして、質問で紹介した米原市の虐待防止マニュアルとか、そういうふうなことは考えなかったのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 今、厚生労働省で作成しております児童虐待防止マニュアル、それから、県の方でも作成しております。これらを参考にさせていただきますと、虐待防止の対応に努めているところです。

なお、米原市のマニュアルにつきましても、参考にできるところは参考にして、今後の児童虐待の対応に努めていきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） そうしますと、厚生労働省や県のマニュアルを使って、例えば保育所なら保育所で保育士がチェックしているという状況でしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 県のマニュアルについては、保育所では確認しているということです。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） そうしますと、保育所や幼稚園、小中学校で直接子供たちに接してい

る人が虐待を発見するケースが多いということですか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 虐待については、近所の人からの通報、それから民生児童委員からの通報、それから学校から、それから保育所からの通報はございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 歯科医師会で歯科医師が行っている健診のときに、かなり虫歯未治療の子が多いと。それで、かなり気になるケースがあるという話は聞いているんですが、それはどのような、そこで検査した結果というのは、どのように発見に生かされているんでしょうか。例えば、じゃあ小学1年生で、虫歯が本当に未治療の本数が多かった子がいたとして、その後、その検査結果というのは、どういうふうに今この町では流れていくんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（薊 千代君） 学校で行われています定期健診、健康診断があるんですが、そのときは内科医とか、あと歯科医もそうなんですけれども、養護教諭の方が一緒に立ち会いますので、そのときに歯の状態とか、虐待と関係あるかどうか、そういうのも含めまして、もし懸念される事項があれば子ども家庭課とか、あと校長を通して教育委員会とかに相談というか、事例として持ってきます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） そうしますと、その審査結果というのは、きちりと漏れなく生かされるということですね。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（薊 千代君） 健診内容につきましては、直接学校の方で持っているんですけども、うちの方は、控えとかもありますけれども、やはり養護教諭の方に相談していただきまして、そちらの方で連絡を待っているような感じです。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 歯科医師会や養護教諭との町との話し合いは、ネグレクトに対する話し合いというのは行っているんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 毎月ケース会を実施しております。それで、虐待等があった場合、それからネグレクトの可能性があった場合については、ケース会におきまして、学校、それから子ども家庭課、保健師、関係機関が集まりまして、対応について検討しております。

それから、健診におきまして、虫歯等が多くてネグレクトの可能性がある場合、そういう場合につきましては、保健師、それから子ども家庭課で家庭訪問を行って確認をしているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 家庭訪問を行って、その結果、虐待が発見され、それで保護者との話し合いが十分に行われて、改善に向かうというケースは多いんでしょうか。それとも、家庭訪問しても、余り保護者の方は話を聞いてくれないという状況の方が多いんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） それは、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、例えば歯科健診でネグレクトの可能性があるというような子供であれば、保健師と子ども家庭課でお話を聞きます。それで、こちらの協力には応じていただけるというような状況だと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） ケース会議には、小学生であれば学級担任は入るんですか。校長や学級担任。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 現在は入っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 虐待というのは早期発見が大切で、迅速にかつ円滑に適切に取り組むというのが大前提となるんですが、子供の場合なかなか難しいところがあるんですよね、自分からは言わないというのがあって。ただ、今言った歯科健診であれば、まず町の子供たちは、ほぼ全員、100%にいかないにしても、ほぼ100%近くの子が受けるので、それが一番発見につながると思うので、今後はもっと歯科医師会とも連携をとり、保護者に対しても、例えば虐待だと気づかない人って結構いるんですよね、言葉による暴力なんかは、完全にそれですよ。だから、先ほどの言っていたマニュアルというのは、必ずしも、例えば教師や保育士とかチェックするために持つだけではなくて、一般の人が当たり前の生活している中で、ちょっと自分で子供に対して冷たくしているかなとか、ちょっと暴力を振るってしまったとか、そういうような思いを持っている人、何かあと心配事だとか、逆に女性であれば夫からの暴力を受けて、子供にそれをぶつけているという場合もありますから、だから町のホームページとかで、そのチェック、自己チェック表、そういうものがあれば、自分で「あっ、おかしいんじゃないか」というのが気づくと思うんですよ。それで、専門部署だけで持つのではなくて、だれでもが見

られる、そういうマニュアルが必要ではないでしょうか。

それと、地域で近所の人が、ちょっと何か子供がいつも泣いてばかりいて泣き声がすごいなとか、何かあざができていなどか心配な場合でも、通報の義務があるとはいっても、どういふふうに通報していいかわからないし、どの程度なら通報していいかわからないというのが、一般の方だと思うんですよ、多くの住民の方はそう思っていると思うので、そういうみんなが見られる場所にマニュアルは必要だと思うんですが。それで、住民の立場ではどうなのかというマニュアルも必要だと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） これまでのマニュアルにつきましては、行政側といえますか、対応する側のマニュアルというふうに考えておりました。住民にとって必要な自己チェックですか、そういうものにつきましては、検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 今回この質問しようと思っているいろいろなところのホームページを開いてみると、きちんと載っているわけですね。だから、今後、別に虐待だけに限らないんですが、ホームページを利用するというのは、住民に対して必要な情報を提供していくということが今求められていますから、一番手っ取り早くできる、必要な人が必要とするときに見られる。この虐待マニュアルもそうだと思います。急いで検討していただきたいと思います。

それから、この虐待防止についても、それからDV防止もそうなんです、もちろん自殺防止もそうなんです、この防止対策をどうするかというのは、柴田町がどういうまちづくりをするかにかかっていると思うんです。自分の家庭が幸せであれば、近所に住む人が自殺を図るくらい苦しんでいたり、それから虐待で毎日つらい思いをしたりして、そういうのを見ているといいのかと。そういう人が近所に住んでいても、自分さえ幸せならそれでいいのか。私は、それでは心豊かに暮らせる町だとは思わないんです。だから、住民一人一人の人権を守るためにも、生き生きと暮らせる町にするためにも、住民の意識の向上が必要だと思うんです。そのためにも、いろいろな機会を利用して啓発していくこと、先ほどのパンフレットのようなものを全戸配布することだとか、それからマニュアルもそうなんですが、そういうことにきっちり取り組んでいくことが大事だと思うんです。その大前提として、先ほども言いましたが、まず職員の方から学んでほしいなど、理解して、周りの人に話していくということが大事だと思うんです。

それで、その一つの方法として、例えば生涯学習課というのは、直接住民と接する場にいる

わけですから、生涯学習センターや公民館の職員が、こういう自殺や、それから虐待についてきちんと理解し学ぶことによって、対応が違ってくるのではないかと。近所にちょっと心配な方がいて、ふらりと公民館とかに来たときに声をかけられる、「何か心配事があるの」みたいな声がけをして、こういうパンフレットを勧めてみるとか、「ここに相談するといいいよ」という声がけができるというのが、まず一つではないかなと思うんです。そういう意味でも、いろいろなシンポジウム、研修会とかがありましたら、決して健康福祉課や子ども家庭課だけではなくて、もっとほかの課の皆さんも参加したらどうでしょうか。その辺については町長なんですかね、課を越えていますからね。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まちづくりの基本にかかわる問題でございますが、やはり社会の流れの中で、柴田町だけでやれるところとやれないところがあるというふうに考えております。ここでいろいろな将来のまちづくりの形の問題も、合併問題でございましたけれども、これからはやはり自分たちの町は自分たちでということ、町民がいかに多くの人が気づくかという、人に頼らないでやっていくというのが基本にまずなければならないと。これまでは、コミュニティーという中でいろいろな問題は処理されて、地域の中で解決してきた。残念ながら、近代社会ではそれが崩れて、すべて行政側に任されてきている。もう一つは、高度経済成長の中で、お金で困ったことはすべて解決できた。ですから、陰に隠れた問題点が、すべてお金で解決できた。そういう時代はもう終わったんだということ、やはり私はまちづくりの基本として、町民に伝えることから始めなければならない。そうした中で、魅力あるまちづくりというのは、やはりまず自分たちの住んでいる風土のよさというものを磨きをかけることであり、そこに住んでいる人たちとの協力で安心・安全なまちづくりを築いていくというような考え方をとらなければならない。そうしたときに、やはり職員がその先頭を切るような体制づくりに、今少しずつしようとしております。

そうした中で、やはり公民館職員が、いろいろな問題意識を持ってシンポジウムに参加すると。私もそれは希望しますが、やはり公民館は公民館としての、ある程度基本となるコアの部分がございまして。こちらに磨きをかけてもらわなければならないということもございまして、スペシャリスト的な要素とゼネラリストというときの要素を、どうやって職員の中に研修で能力を身につけていただくか、これはこれからの大きな課題ではないかなと。ですから、公民館はゼネラリストであるわけですね、いろいろな問題に目を配らなければならない。ですけれども、直接スペシャリストにこたえるまではなかなかいかない。その辺の兼ね合いも、これ

から職員の研修の中で考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、一義的には、そういうときに気づく最低限の知識、情報は、これから持つ必要があると、そういう方向に職員の研修もしていかなければならないというふうに思っているところでございます。まずは、住民の意識を変えていくと、それで全体的なムードづくりの中で、虐待とかDVとかというのは、地域の自分たちの課題なんだと、テレビで見ているのではなくて、自分たちの課題だということをもまず認識する方が、マニュアルづくりももちろん大切なんですけれども、そこを行政が問題提起をしていく、喚起をしていく、そういうことに力を注いでいくことから始めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 今の答弁にあったように、虐待とかは本当に特別な問題ではなくて、私たちだれにでも起こる問題なんですよね。特に、私ぐらいの世代の人でも、やはり高齢の親を抱えているとかという人は、仕事をしながら介護をしていけば、本当にいつでも起こり得る問題だと思います。前に高齢者虐待の講演会に参加したときに、講師は、自分が虐待をしていたという話をしていました。だれでもが起こり得る。特に息子です。皆さん、40代、50代の方、特に自分の両親介護していらっしゃる方いるかと思うんですが、その立場に追い込まれるのは、結構40代や50代の男性が多いんです。ですから、他人事としないで、ぜひもう少し虐待や、それから自殺についても考えていただきたいと思います。

それでは、最後に選挙開票時間の短縮に移ります。

今回の参院選、そうすると大分いろいろな点が改善され、時間も短縮されたということなんですが、その中で運動靴着用も改善点に先ほど挙げていましたけれども、実際にはどのくらい着用していたかは調査してみたいでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 運動靴の着用、運動靴と限ったことでなく、自分の履きなれた靴というようなことで指示いたしました。ところが、役場職員でございまして、革靴が一番履きやすいのか、革靴を履いている職員の方が多く、運動靴を履いている職員は二、三人だったと思いますが、きちんとした精査はしておりませんが、ほとんどが革靴での対応というふうになってございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 運動靴は確かに少なかったと思います。2階から見ているとよくわかりました。私は、2階から見えていたんですが、そうすると職員の方の動きというのは本当によ

るわかるんです。それで、見ていて、やはりもっと減らした方がスムーズに動けるだろうなと。答弁でも、次回は減らすということだったんですが、多過ぎて動きにくいというのは、確かにあるんですよね。ですから、もっと動線を考えるべきだと思うんですが、この次に対しては、どのような動き方を考えているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） この場でどういような動き方というふうなことは、今のところ考えてございません。

ただ、答弁でも申し上げましたように、次回の選挙の時点では、今回選挙に当たった主任等に参集していただきまして、それらの精査を行い、議員おっしゃるように、少数でどういった動線をとった方がスムーズに職員が動きやすいのかということを検証しなければならないというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 時間短縮のためには、やはり待ち時間をなくすというのが一番だと思うんです。結構待っている時間って長かったですよね、その辺はどう課長はお思いですか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今ご質問の待っている時間ということは、作業でAという作業をやって、次にBに移るといときに、Bの方で少し待っているというような考え方でよろしいのでしょうか。そういったことをご答弁させていただきたいと思っております。

今回の、議員視察しておわかりのように、第1段階では開票事務を全員である程度当たるといことで、その開票がどの程度進んだかというような状況の中で、次の点検の配置を指示するというような形でやってきてございます。点検の方が進んで次の段階に指示して、そちらの方に開票から回れというような、そういった指示をしてきました。そういった指示の出し方が、今後課題になってくるんだろうというふうに思っております。今回の場合も、前に担当しております職員に、そういったコーディネイトと申しますか、指示の方を依頼しまして、十分に開票事務の進捗状況を見ながら人員配置に努めたというふうに思っておりますが、なお一層、待ち時間がちょっとあったやに私も思いますので、そういったことも今後コーディネイトの中で指示をきちんとしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 先ほどは、次回の町議選について、人数ははっきりとは答弁してなかったんですが、課長としてはどのくらいを見込んでいるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 人数ということで、今度、町議会選挙、それから新聞その他で衆議院選挙があるかどうかわかりませんが、次にどのような選挙がやってくるのかということでございますけれども、そういった選挙選挙によって人数が異なります。今回の参議院選挙が、答弁でお話ししたとおり、かなりの人数の候補者等がございますので、130人ほど導入し、時間短縮に努めたわけでございますが、今後は、できれば投票事務と開票事務を職員を分けたいというふうに私、担当した時点で思ったんですが、なかなか担当とお話ししますと、そのぐらいの人数はちょっといないよということございまして、できれば投票事務については、皆さんが投票に来ますので、来たときに待ち時間がないようにスムーズに投票して帰られるように、従来の人数でやっていきたいというふうに思っております。ただ、開票事務につきましては、先ほどからお話ししてありますように人数の削減をして、開票事務の合理化を図って、人数の削減をしていきたいというふうに考えてございます。具体的に何人というのは、ちょっと今のところお示しできる段階ではないというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 人口規模が一緒の相馬市では、参院選で80人、県議選で60人で日本一の達成、短縮日本一だったわけですが、これについて課長はどう思いますか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 先ほど来といえますか、前回の議会でも白内議員がいろいろなご質問の中でお話ししていただいたこと、人数を少なくして少数精鋭で実施するということは、私も十分に理解はしているつもりでございます。ただ、この60人、80人というような体制の中でやっていく場合、やはりその訓練といえますか、シミュレーションを何回か重ねて、例えば、先ほどお話ししましたように開票事務従事者を別にして、60人で何回か訓練してやるというふうな形にできれば、やれるとは私ここで言えませんが、何とか少ない人数でやっていけるのかなというふうに思っておりますが、なかなか開票事務と投票事務の職員を分けて配置するぐらいのですね、柴田町としても職員削減の中で進めさせていただいていると。それから、今後考えていかななくてはならないのは、専門職ですか、今お話になっております保健師さん等については、抜いております。それから、保育所の保育士さん等も抜いております。そういった関係で、その人数を合わせますと約70人からの職員をそちらに抜いて、残った職員で対応していますので、今後なかなか開票と投票を分けることはできないだろうというふうに思っておりますので、60人に近づけるといえるのは、至難の業かというふうに認識してございます。

- 議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。
- 7番（白内恵美子君） 投票事務と開票事務を分ければ、開票事務を60人でやるというのは可能なのではないでしょうか。
- 議長（伊藤一男君） 総務課長。
- 総務課長（村上正広君） 分ければ、専門的に6時ころから集まっていたいて、うちら方は8時から開票しますので、8時にその職員が、昼間は家で休んでいただいて、夕方、開票前1時間ぐらいに集まって開票事務だけに当たるということになれば、おっしゃったように60人、80人というのは、何とかなるのかなと思いますが、なかなかそこまで、開票事務と投票事務を分けるということが、柴田町として現実的に物理的に不可能だというふうに私考えておりますので、難しいと思っております。
- 議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。
- 7番（白内恵美子君） 開票事務の総括を質問したんですが、簡単な総括で「ああ、こういうものなのか」とちょっとがっかりしたんですが、気が抜けてしまったんですが、今後、次の選挙に向けては、もう少しきちんとした、いろいろな改善点に向けて話し合うんだろうとは思いますが。その中で、開票立会人の問題があると思うんです。開票立会人の仕事の内容というのを、もう少し検討すれば、時間は、今回も随分立会人のところで滞っていたなど見ていたんですが、今後検討が必要なのではないでしょうか。
- 議長（伊藤一男君） 総務課長。
- 総務課長（村上正広君） 開票立ち会いにつきましては、やはりそれぞれの使命の中で、自分の仕事を全うしようということで代表で来ておりますので、なかなかこちらとしても、早く流してくれというような言葉遣いでのお願いはできません。慎重に事務を行っておりますので、そういったことを職員を信用していただいてというような話はしますが、やはり今回の場合でも、疑問票が一番問題になってございまして、疑問票で、うちら方の従事者が、疑問担当者が、いろいろな県から来る資料、それから指示事項に基づいて、こういうような形で判断して疑問票を得票に入れて立ち会いの方に持っていくんですが、やはり立会人の方は立会人としての考え方、意見がございまして、それを理解していただくのにちょっと時間がかかったりというのはございます。そういった関係、あと今回100票から200票束にしましたので、これについては立会人の方もスムーズに票の確認をしていただいたというふうに思っていますが、立会人の方の考え方といいますか、代表としての役目を尊重していかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） どこまでが立会人の仕事というか、内容はどこまでなのかというのをもっと検討して、そして今後の選挙に生かしていければいいのではないかなと思うんです。今回、相馬市でも、2時間の目標に対して1時間以上オーバーしたというのは、立会人のところで長い列ができていたということがあったように報道されています。ああそうだったんだなと、あの流れがどうして2時間に行かなかったのかなと、私はきっと2時間行くのではないかと正直楽しみにしていたんですが、結局は立会人のところだったようなので、柴田を見ていても、実際には最後は立会人だなと思ったので、それは合意の上でやられればいわけですから、もっと検討したらどうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 立会人の方につきましては、ご参集していただいた後に開票事務の流れをご説明し、そういった最近の全国的な時間短縮というような意味合いからも、ご説明しご協力をお願いしますというようなことは、説明はいたしました。今後も、そういった形のお願いということになろうかと思えます。

ただ、白内議員が質問の中の真意というものを私なりに判断させていただきますと、時間の短縮というようなことは最終的な結果論でございまして、やはり職員が一丸となってその目標に向かっていくというような考え方だと思います。職員の従事者につきましては、立会人の手に間違いのない票を手渡すと、そこまでが従事者の時間短縮、そして使命だと私は思っております。その後、立会人が、やはりきちんとした形で見て、そこで時間を食っても、これはやむを得ないのかなと、そのために時間が30分ぐらい延長してしまったということについては、私としてはやむを得ないことかなと。その前段で、職員がいかに目標を持ってきちんとして立会人に手渡しできるかと。その時間を短縮するなり、職員が一丸となって取り組むと、そういった姿勢ですね。相馬市も今回いろいろあったり、いろいろな市町村がいろいろな手違いになって時間が伸びたというようなこともありますけれども、そういった手違いのないような、きちんとした形の選挙従事を目指していきたいというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 徹底したむだの排除とか、それによるもちろん時間は短縮につながるわけですが、正確性を期すための集中力、それから職員同士の連携プレーですよね、これはまだまだ柴田町は、もっと突っ込んでやれるのではないかなと、上から見ていて感じました。やはり、まだ余裕があるんですよね。本当に集中してやっているというよりは、動きに、要は動

線の計算が十分になされていないために、むだが生じてしまう。そうすると、集中力が途切れてしまうんですよ。だから、むだ話も出てくると思うんです。そうではなくて、2時間なら2時間、本当に集中して動くということが、実際には災害時の、本当に迅速に動かなければならない、自分で判断しなければならない、そういうときのための訓練になると思うんです。それで私は、時間短縮、時間短縮ということも言っているんですが、一つには災害時の訓練と考えています。それに対して、課長はどうお考えですか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今、災害時の訓練とか、これについては私も同感でございます。総務課で防災関係を担当してございます。町長が町政を行う中で、台風4号、9号というような報告をさせていただきましたが、やはりこれが単独の課だけではできない仕事でございます。当然地域産業振興課、それから都市建設課、総務課が対策本部を町長を筆頭としてやるわけでございますが、それらの情報伝達、要するに横のつながりをきちんとして即座な対応というようなものが、私は職員の意識、それから協力体制、これが一番役場の職員として町民の生命、財産を守るといような意識、職員持っていますので、それが一番如実に出るんですね。防災の対応については、職員が本気になってやって、職員としての使命を再認識してやれる一番の仕事なのかなと思ってございまして、選挙もそうでございますが、防災、今後の災害対策等につきましても、役場職員一丸となると。

それから、今回も議員にご配慮いただきまして、職員が課長等出席を求められなかったといひますか、いいですよというような話もされて、本当にありがたいというふうに思っておりますし、それから今度は一歩進めて、やはり地域防災活動ですか、地区における情報伝達をどういうふうにスムーズにやっていくのか、白石川の水位がどの程度今あるんだよと、五間堀の水位が今どこにあるんだと、五間堀が今越水しましたよというのを速やかに地域住民に知らせる。やはりそれは、地域の防災、今各地でつくっておりますが、それとの連携、強化というようなことで、どんどんどんどん、一挙にはできませんけれども、逐次積み重ねていって、柴田町全体が役場職員と地域との協働なり一体的なものが生み出されるだろうというふうに考えてございまして、選挙も近いのでございますが、防災の方にも全力を挙げて、そういった議員の認識している考え方についても、謙虚に受けとめまして進めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 今後については期待しています。それで、できれば次の選挙のとき

に、身近な、相馬市が一番いい取り組みをしているかなと思うので、そして近いということもありますから、どなたかを派遣して2階から見てもらってください。そうすると、はっきりと何が違うのかが、動きですよ、何が違うのかがわかってくると思います。以上で終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて7番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） **異議なしと認めます。**

よって、本日はこれをもって散会いたします。

明日10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時19分 散 会
